農作業安全に関する指導者向け研修

解 説 資 料

１ 農作業事故が引き起こすもの

テキストページ
P.2～P.3

１）農作業事故は身近な存在

「農業」から事故はイメージできない？

ところが・・・

- 農作業死亡事故の発生、年間３００件前後
- 農業者10万人あたり死亡事故件数、全産業平均の13倍

↓

誰の身に起きても不思議ではない状況

↓

ところが、多くは「自分は大丈夫」「事故は他人事」

事故に遭って初めてその恐ろしさを思い知る

被災者の思いを知ってください

Ａさん：ブロードキャスタのアジテータに左足を巻き込まれた

「ケガで済んでよかったと言われるが、想像していた以上に心身がつらい」

Ｂさん：ロールベーラの駆動チェーンに右手を巻き込まれた

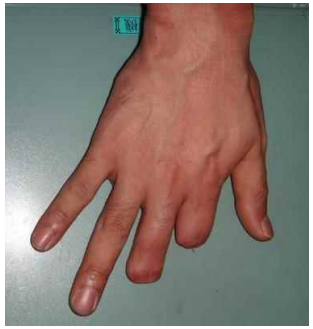

「こういう目に遭うのは、自分が最後であって欲しい」

Ｃさん：自脱型コンバインの搬送チェーンに左手を巻き込まれた

「事故に遭って初めて、やっておくべきことがたくさんあったことに気づいた。全国の仲間にはこういう目に遭う前に気づいて欲しい」

１ 農作業事故が引き起こすもの

テキストページ
P.2～P.3

農作業事故によるダメージ

身心への影響

- 治療や後遺症による肉体的ダメージ
- 自分の過失に対する心理的ダメージ

他者を傷つけたときのショックは一生続く

- アルバイトの甲子園球児のトレーラによる轢かれ
- トラクタに同乗させた孫の転落・ロータリへの巻き込まれ

１ 農作業事故が引き起こすもの

テキストページ
P.2～P.3

農作業事故によるダメージ

経済への影響

- 治療費の負担、休職中や後遺症による収入減、債務への影響
- 経営状態の悪化、離農、地域農業への打撃

Ｂさん（当時５０歳代）
ロータリに巻き込まれ、車椅子生活を余儀なくされた

露地野菜中心、約２ｈａ
ＪＡの部会長を歴任し、ラジオ出演の経験もある地域の中心的存在

生命保険しか加入しておらず、
取引価格の暴落とも重なり、
子息の学費捻出にも困窮

→ 離　農

１ 農作業事故が引き起こすもの

テキストページ
P.2～P.3

農作業事故によるダメージ

周囲への影響

- 自分の代わりとなる労働力の確保
- 休職中の業務の遅滞
- 休職中の家族や仲間等への作業負担増

↓

農作業事故は、最大の経営リスクのひとつ

１ 農作業事故が引き起こすもの

テキストページ
P.2～P.3

しかし・・・
　　人は不吉なことには向き合いたくないもの

「今まで大丈夫だったから、これからも大丈夫、のはず」

➡ ~~正常性バイアス~~

あえて正面から向き合う必要　なぜなら・・・

経営リスク
- 自然災害
- 資材費等の高騰
- 生産物価格の下落、等

} 防げない

- 農作業事故 → 防げる！

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.4

１）農作業死亡事故の統計

農作業死亡事故件数は2009年以降減少傾向だが・・・
　農業者10万人あたり死亡事故件数は上昇傾向

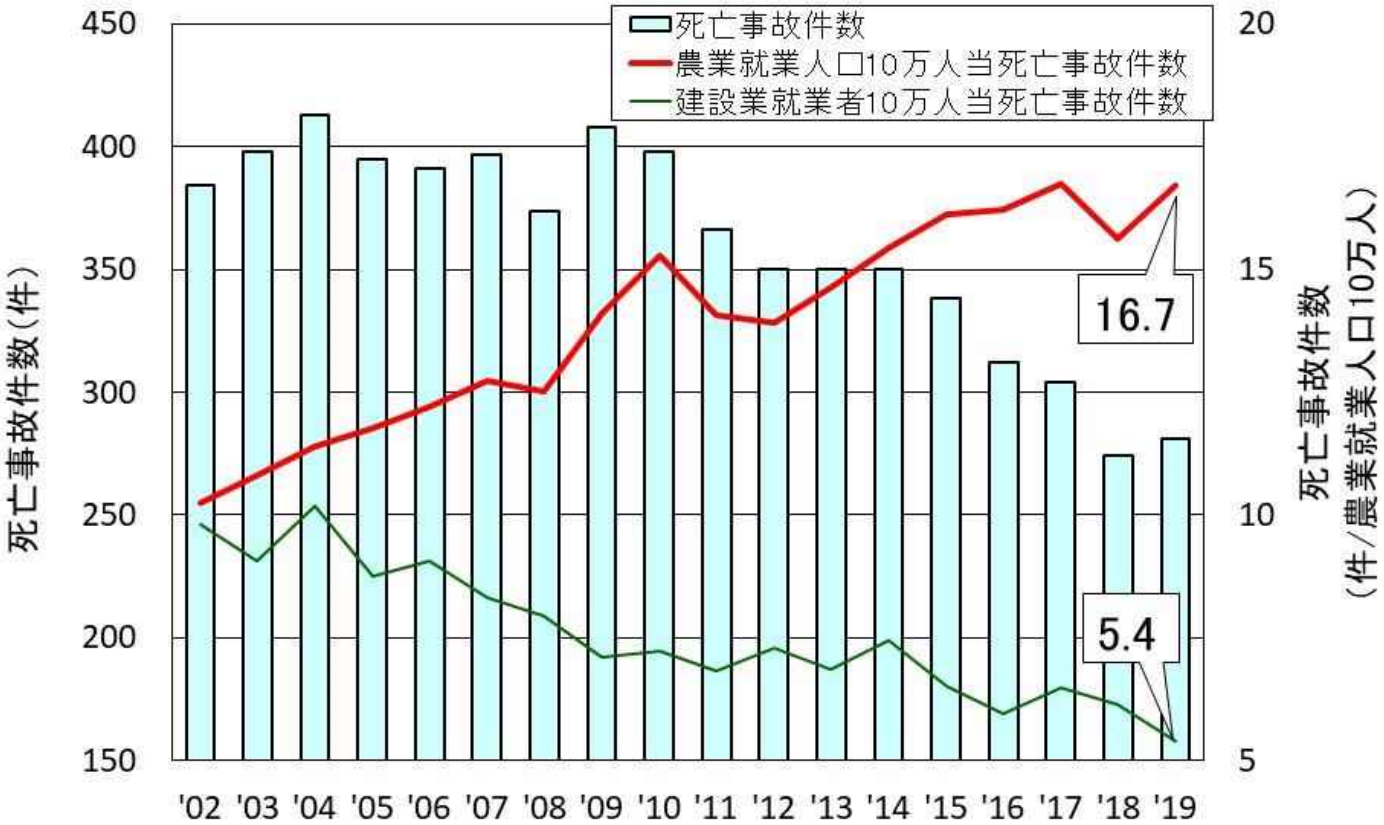

※農林水産省の農作業死亡事故調査報告、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」に基づき作成。「農業就業人口」は、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者、または農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者をいう。

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.5

１）農作業死亡事故の統計（2010～２０１９）

- 農作業死亡事故の内訳

農業機械による事故60～73%

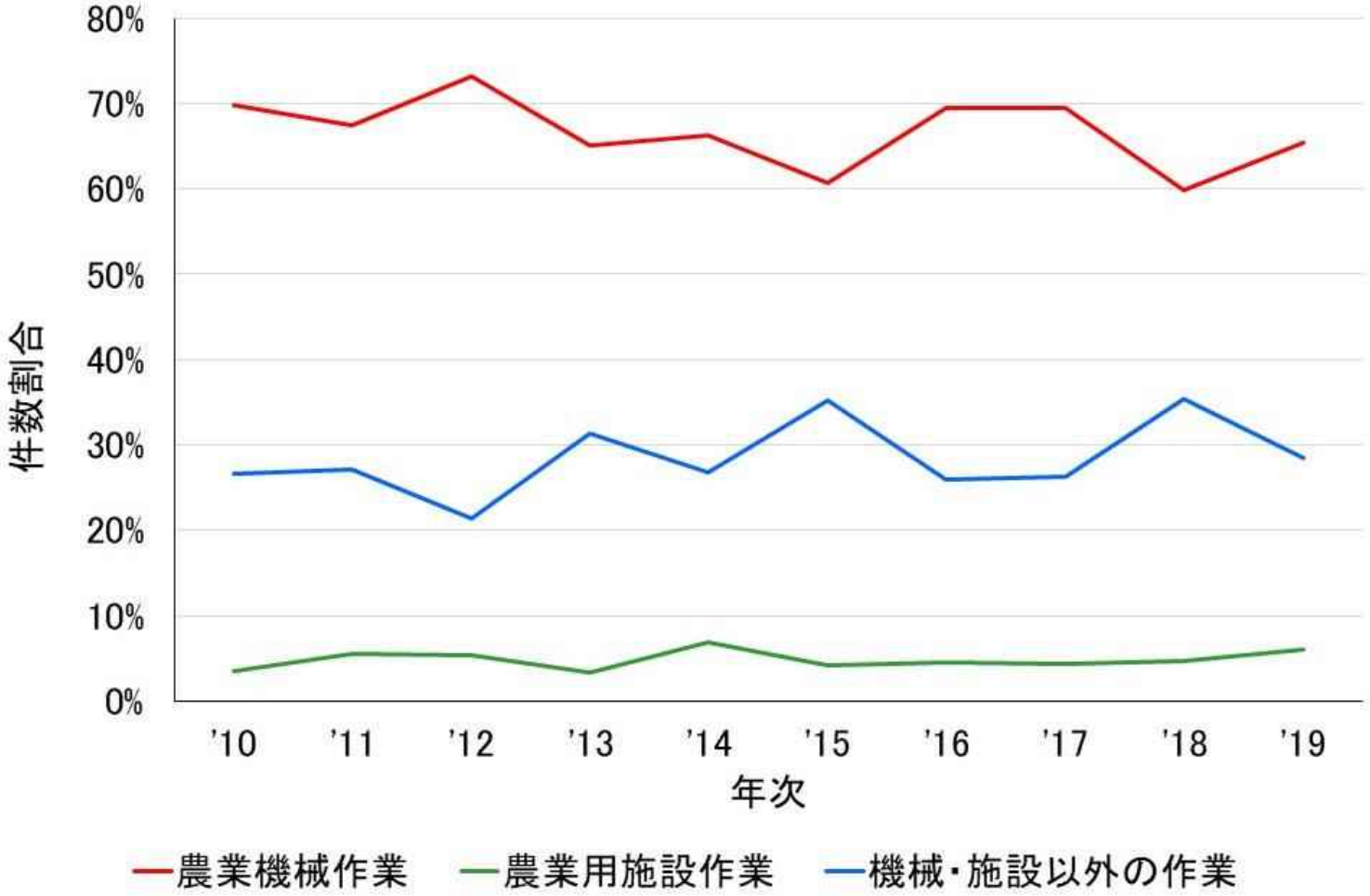

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.5

１）農作業死亡事故の統計（2010～２０１９）

- 農業機械による死亡事故の内訳（ワースト３）

乗用トラクター40～50%、歩行用トラクター9～18%、農用運搬機11～17%

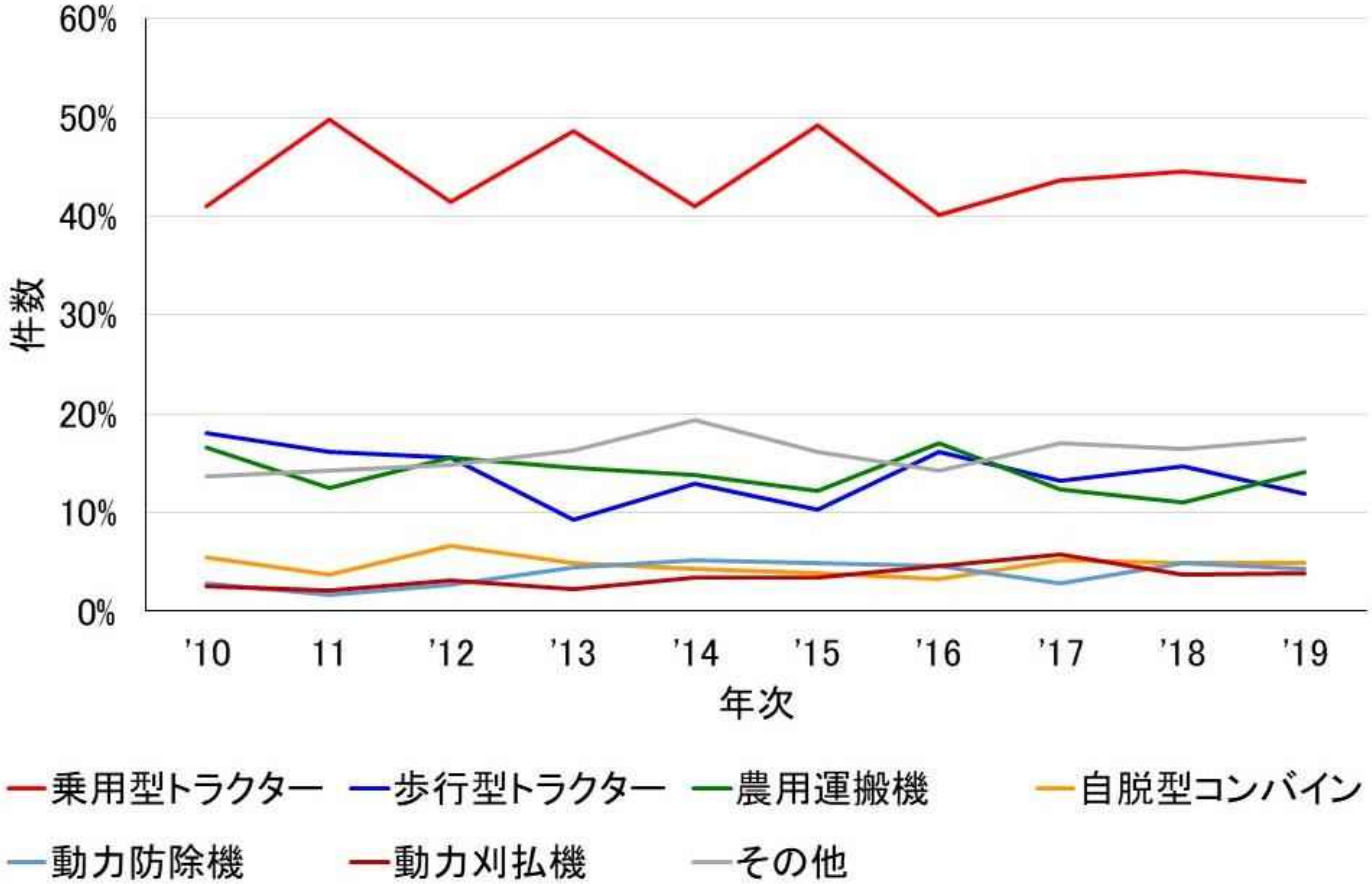

乗用トラクタ

歩行用トラクタ

農用運搬機

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.6

１）農作業死亡事故の統計（2010～２０１９）

- 農業機械による事故の様態

転倒・転落42～51%、挟まれ14～20%、ひかれ5～14%、回転部への巻き込まれ6～12%

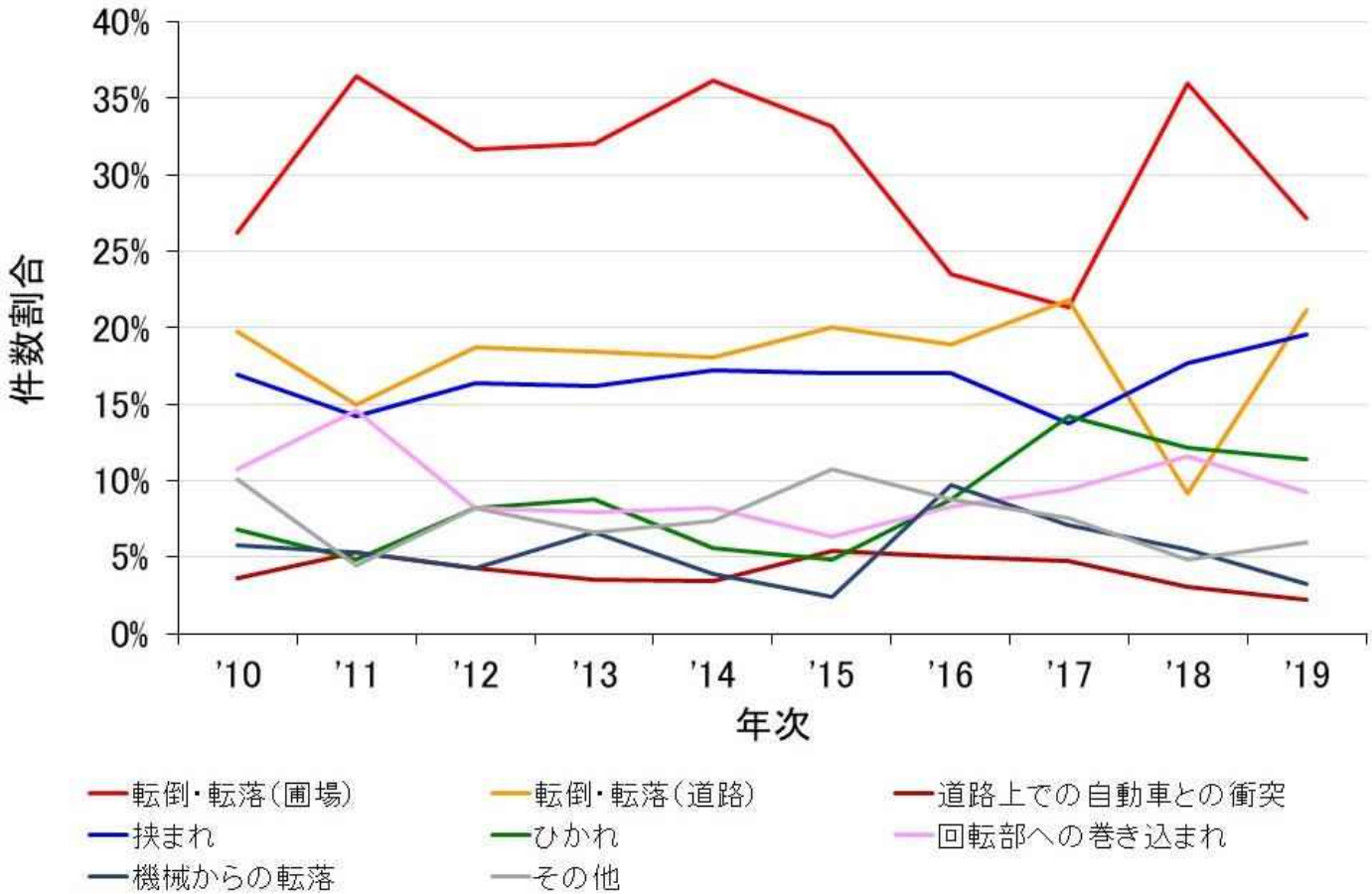

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.6

１）農作業死亡事故の統計（2010～２０１９）

- 農業機械・施設以外による死亡事故の内訳

ほ場・道路からの転落16～33%、稲ワラ焼却中等の火傷12～30%、熱中症20～44%

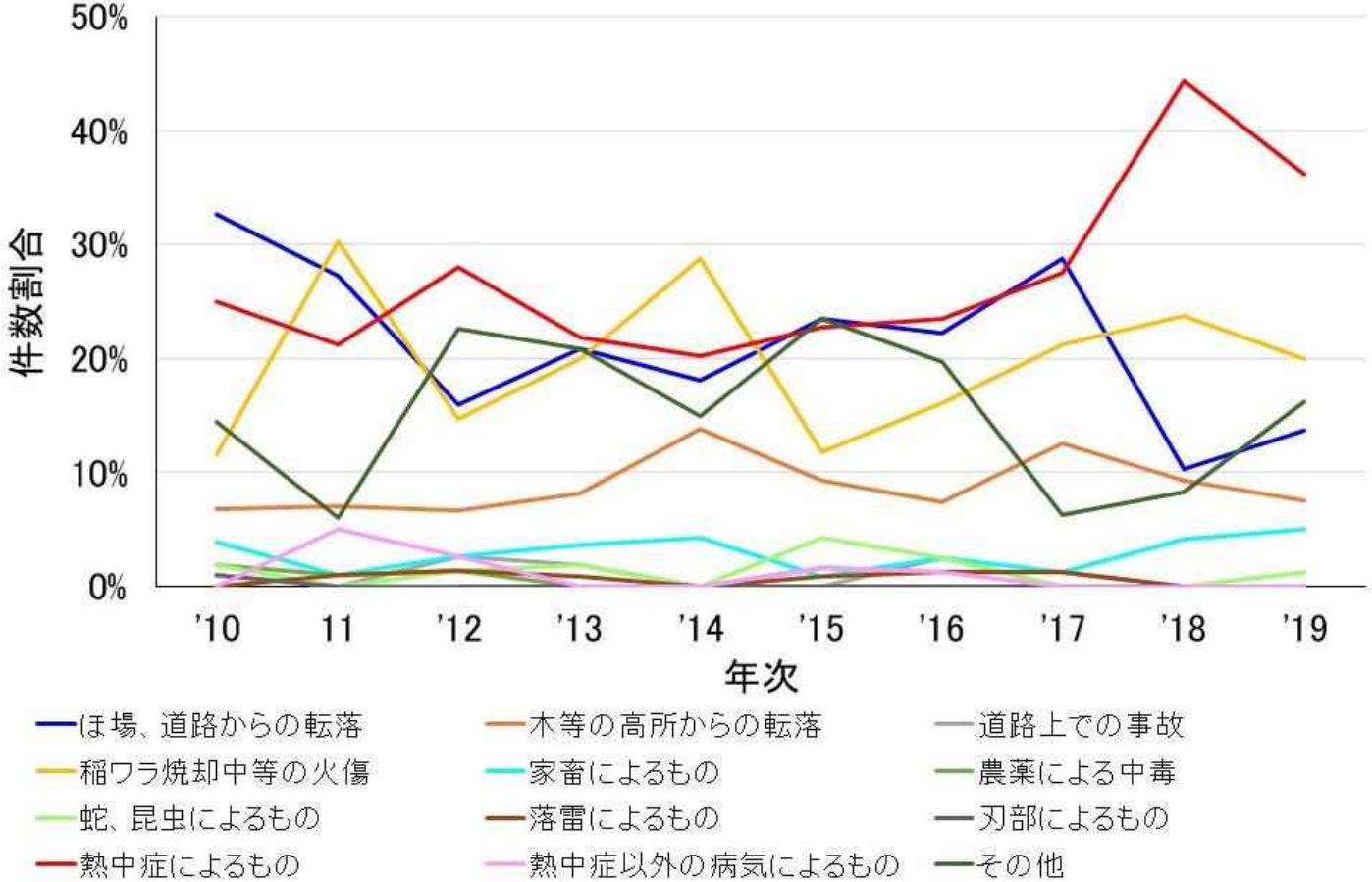

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.7

１）農作業死亡事故の統計（2010～２０１９）

- 年齢層別の推移

80歳以上33～53%、70歳代25～40%、65歳以上層76～88%

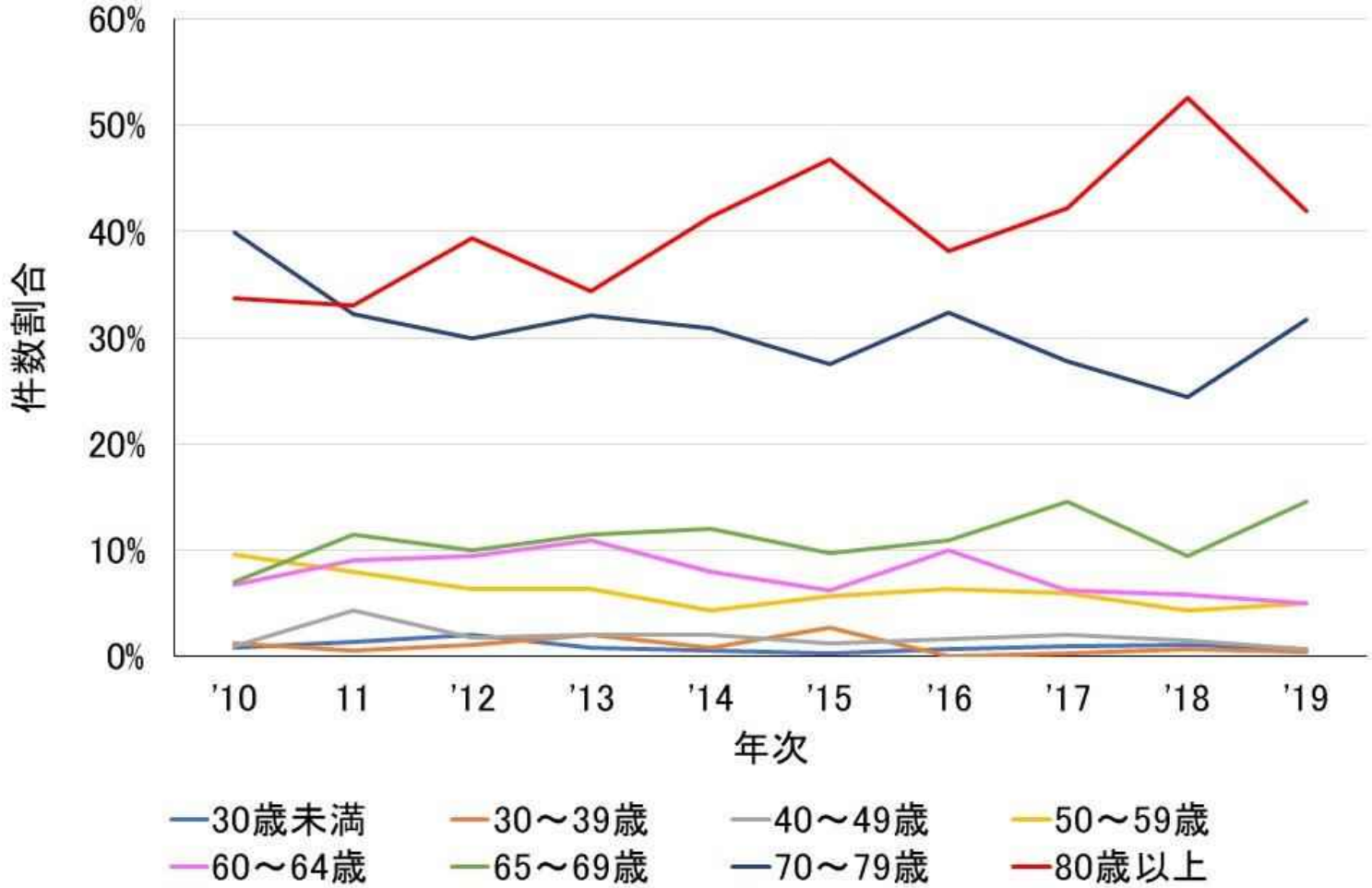

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.7

１）農作業死亡事故の統計（2010～２０１９）

- 若年層の負傷事故発生率はむしろ高い

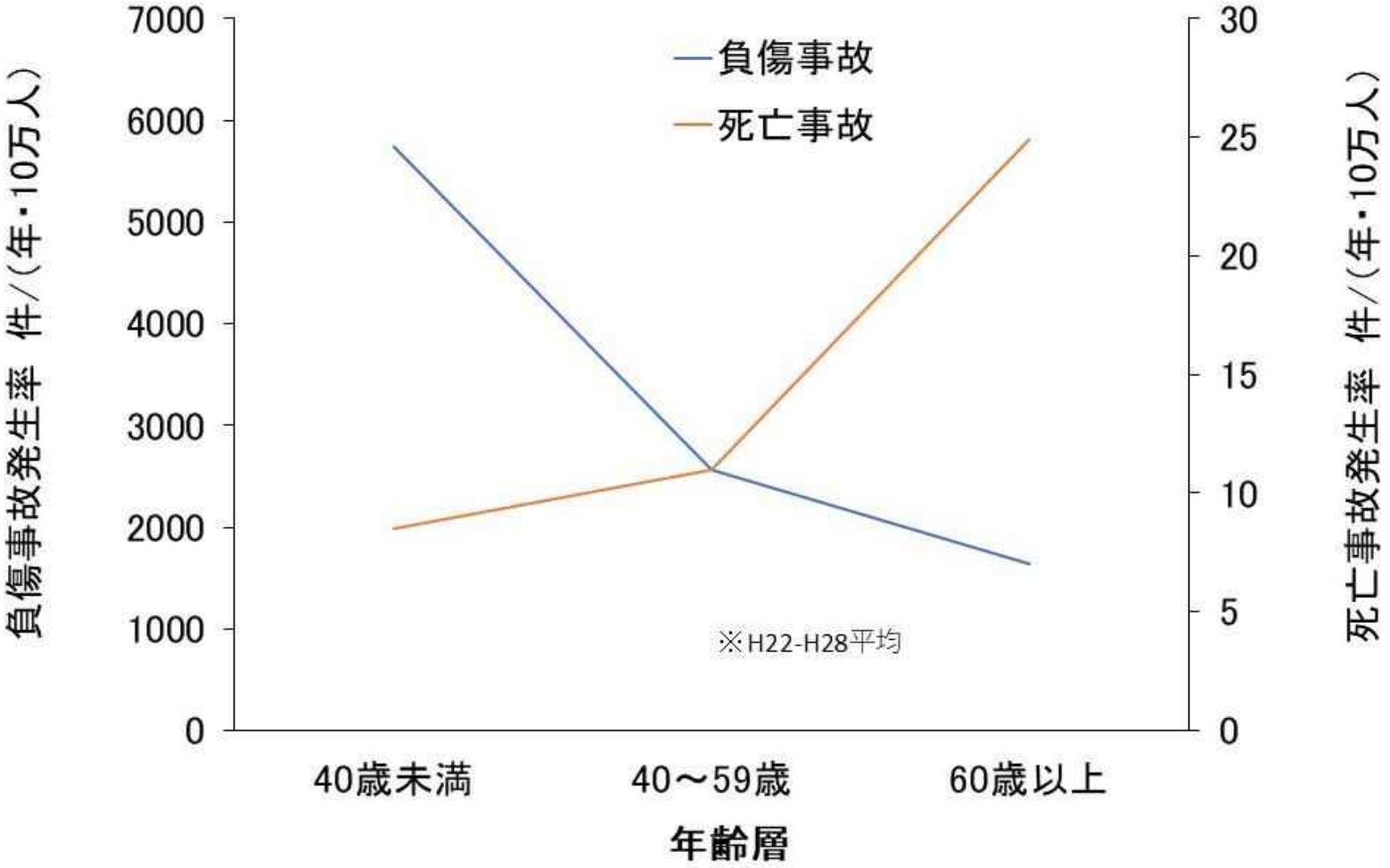

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.8

２）農作業事故が減らない理由ー法律上の問題

農業（家族経営）は労働安全衛生法の適用外となることが多い

●事故報告義務がない

農水省の調査は死亡事故のみ、人口動態調査から集計

⇨ 事故の詳細が不明、負傷事故は全国調査がない

●的を射た対策が困難

事故の実態がわからないので、机上での想定になりがち

●法令・規則に基づいた安全対策への助言を得にくい

安全意識が高まりにくい

●農業分野での安全対策が未確立

他産業では、５ＳやＫＹＴなど様々な取り組みが確立

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.9～P.１０

３）農作業事故が減らない理由－多くの農業者に見られる傾向

農業関係者の安全意識の実態

こんな場面を見聞きしたことはありませんか？

●機械に乗る時や高所作業時にヘルメットをかぶらない

●田植機の前部にしがみついて田から出る

●トラクタに小さな子供を乗せて作業する

●火のついたタバコをくわえながら給油する

●上記の状態を見ても、周囲が注意しない

などなど・・・決して悪気がある訳ではないけれど・・・

危険に気付いていない

農業関係者の安全意識は、全業界で最低レベル

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.9～P.１０

では、どうしたらよいのでしょうか？

- 「農業者を守る法律を作るべき！」
  もっともだが、法律成立までには長い年月が・・・
  その間も被災者は増え続ける

↓

法令問題の是非はともあれ、事故対策は待ったなし
現実問題として「農業者の安全は、農業者自らが創るもの」

↓

農業者だけに押しつけてはならない

関係者一丸となって知恵を出し合い、
力を借り合って取り組む必要

やがて法律ができる際には、その内容が反映され、農業の実情に合ったものになるはず

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.11

４）農作業事故撲滅への道

A県B法人（集落営農法人）の取り組み

機械オペレータ全員がヘルメットを着用して、作業を実施

安全靴も履いています

- ●建設業経験者が提唱したが、最初は皆、嫌だった
- ●農協職員のサポートもあり、次第に習慣化
- ●機械の点検整備中に頭をぶつけ、効果を認識
- ●今では作業時にヘルメットを被らないと不安
- ●ヘルメットを被ると仕事スイッチが入る
- ●農業の常識は、世間一般では非常識だと気がついた

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.12

５）安全啓発の必要性

農作業安全啓発の目的とは？

「あなたが無事でいて欲しい」という思いを伝えること

➡ そのためには、どうしたらよいか？

- チラシ、ポスター等の配布
  とにかく「農作業安全」が目につく頻度を上げるのが大事
  ケーブルテレビや地元ラジオでの放送、宣伝カーの利用も一案

↓

効率的だが、それだけでは不足

心に深く刺さりにくい

２ 農作業事故の現状と課題

テキストページ
P.１２

５）安全啓発の必要性

・研修会や農家回りの際に、ひとこと言い添えてチラシを配布

非効率的だが、相手に直接、気持ちを伝えられる

↓

自分の心を相手に向ければ、相手の心も動く

「どうせ聞いてもらえない」と諦めてしまったら、それで終わり

めげず、しぶとく、根気よく（なおかつ気楽に）

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ P.14

● 労働安全衛生の国際的な流れと日本の政策(ＯＳＨＭＳ)

ＩＬＯガイドラインの目的
危険有害要因及びリスクからの労働者の保護や労働災害の根絶等に寄与

ＩＬＯガイドラインからの運用
日本のOSHMSは、ＩＬＯガイドラインの主旨、「業種・規模等を考慮しながら事業場や集団の実情や必要性を反映するように、事業場・集団等において(各国の事情に合わせて)任意に策定する」により策定

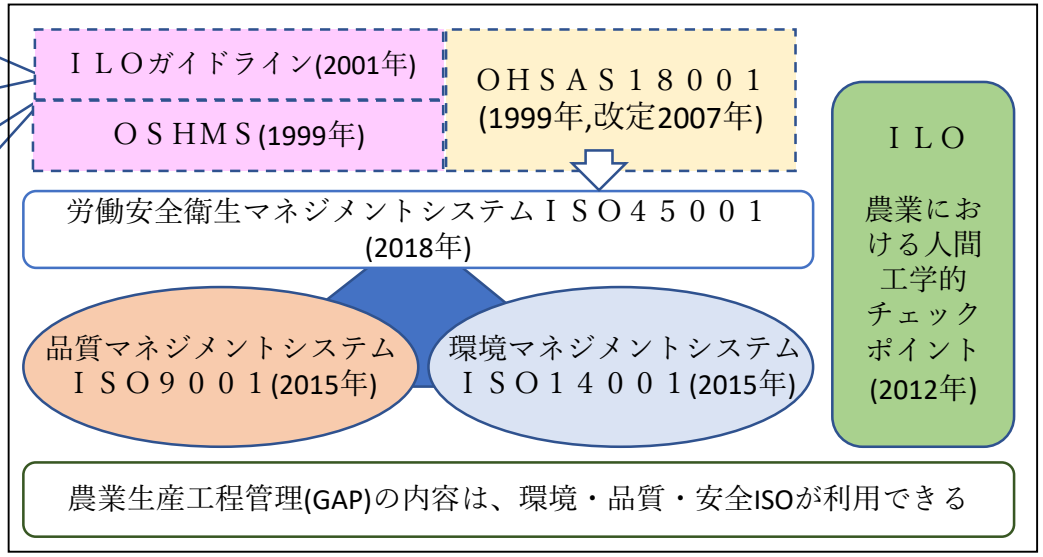

図2-1-1　環境･品質･安全ISOと関連性

労働安全衛生マネジメントシステムOSHMSの目的
(日本国内の)①事業者が労働者の協力の下に、一連の過程を定めて継続的に行う(システム化)自主的な安全衛生活動を促進、②労働災害防止、③労働者の健康増進及び快適な職場環境の形成促進で、事業場の安全衛生水準の向上に資すること

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.15

- 労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑOSHMS
  - ○　安全衛生を組織的に実施
  - ○　責任と権限を明確化
  - ○　日頃の会話等を活用し、不都合は随時共有
  - ○　事業者(指示する者)の権限を明確にして指示、失敗した場合は責任が増加(負担が重く圧し掛かる)
  - ○　従業者(指示を受ける者)は、指示を順守。不都合は話し合い（安全衛生委員会等の場)を通じて共有し、事業者がその意見を反映して改善

これらの実行には協力関係が必要

OSHMS の概要　○文字は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の条番号を示す

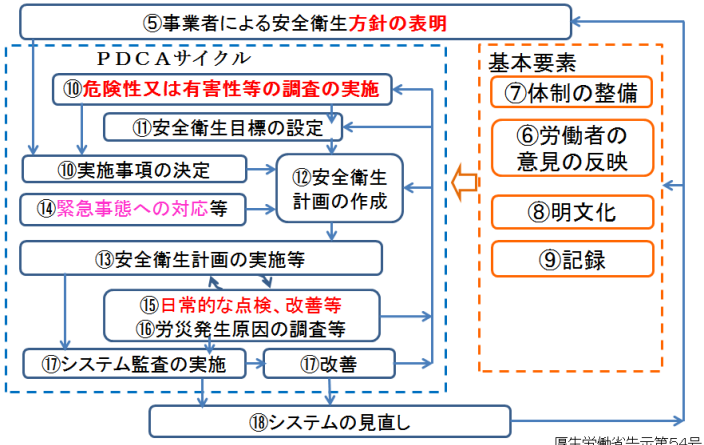

図2-1-2 労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの概要　厚生労働省告示第54号より引用　令和元年7月1日付

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.16～19

リスクアセスメントにより、危険源に対する基本的な対策を実施

- すべてのリスクが受け入れ可能な程度に抑えられた状態を「危険が管理された状態」といい、更にリスクを低減することで、「安全」となる
- 「安全な状態」＝「危険がない又は低い状態」
- 不安全に至らないように、危険源を気付かせ、危害のイメージを持たせることで、危険の少ない（安全な）行動を促進
- 「労働災害発生の流れ」と、その「危害の程度」は、対策の内容で大きく変化
- 本質的な対策は物や装置の機能を使用する。対策は対処療法的なものまで様々であるが、手順や確認の手法などで人に頼らない「確実さ」が基本

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.16～19

リスクアセスメント、対策の考え方　　図2-1-3 危害の評価例を参照する

- 管理・手順・訓練・教育による対策は守られない場合があり、リスク低減効果は期待が薄い
- 「確認」を対策とした場合、どのタイミングで、誰が、何を確認するのか、判断基準を明確にすることが必要
- 手順に係る対策の再リスク評価では、手順が守られないことを考慮し、危害を受ける「可能性」は対策前と同値とする
- ①手順の表示(例:ファーストフード店の調理手順)や、②仕組み(例:鉄道タブレット交換、ロックアウト方式)に実効性と効果が認められれば、「可能性」は１段階下げることが可能
- 保護具の使用では、危険源は残置されることから、保護具の誤使用により期待する保護効果は得られず、危害を受ける可能性が高い。よってリスク(危険)からの改善効果は評価できない

ロックアウト方式: 機械修理等で機械内に入る時に、電源ブレーカをONさせない為に鍵を掛け、(複数人の場合)その鍵を更に箱に入れて箱鍵を掛け、箱鍵を持って機内に入り作業する方式

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ P.17

順序①　リスクの**危険・有害性**を**特定**

例: 農道で対向車とすれ違う場合、どのような危険があるのか?

★路肩に寄せた際に、トラクターが水田に横転する

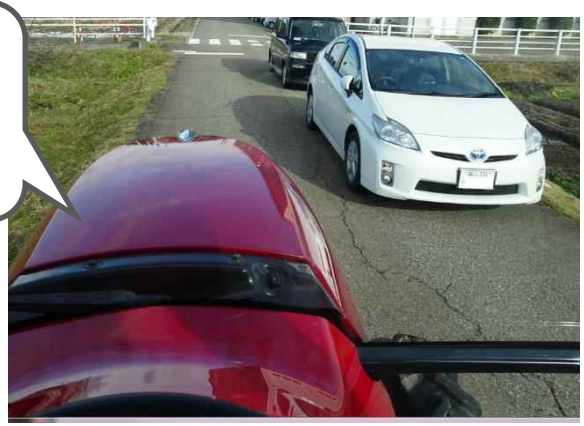

順序② リスクから**危害の程度**を**見積る**

★農道の幅はすれ違えるだけ広いか?

★路肩の強度はあるか? 草があるが、縁は見えるか?

☆自身の車速はどうか? 停止・微速・走行10km/h

★対向車の動きは? 停止・減速・走行40km/h

順序③ リスク毎の危害の程度から低減実施の**優先度**を設定し、**低減措置**を**検討**

例: ★ (あれば)遠廻りでも道幅が広い道路を選択する

★ 車の通行が少ない時間帯を選ぶ

★退避の空き地(進入路)ある

★対向車が進路を変えない場合、停止して待つ

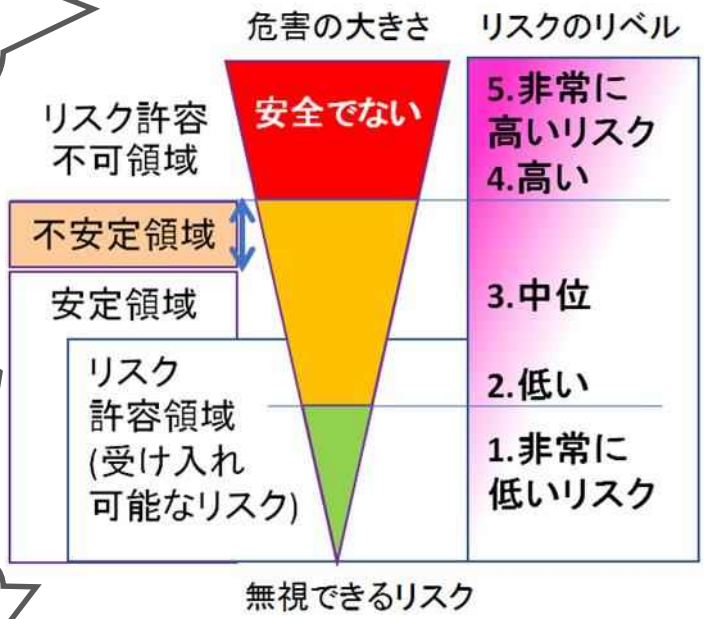

順序④　**リスク低減措置を実施**

例: (トラクター)停車して待つ、シートベルトを着用する

ALARP（As Low As Reasonably Practicable：合理的に実行可能な範囲）

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.18

建設・製造・化学・農林業・他の作業安全

法令に定められた事項の確実な実施

高 対策優先順位 低い

① **危険な作業の廃止・変更**
より危険有害性の低い材料への代替え等

⇩

②離す
③覆う
④止める
工学的対策(隔離・停止の原則)

⇩

⑤教育
⑥管理
管理的対策
（ルール=マニュアル、立ち入り禁止措置、教育、訓練、暴露管理等）注意

⇩

⑦ **個人用保護具の使用**
（安易に保護具に頼らない、他の対策と併用）

注意　暴露: 農薬を浴びる濃度と時間を表すので、暴露(ばくろ)を使用して欲しい (被曝・被爆は使用しない)

あぜ草刈の例は、
①刈払機からあぜ草刈り機に変更する

②肩掛けベルトを使用し、チップソーから離す
③飛散防止カバーで覆う
④衝撃を検知すると回転が止まる

⑤注意銘板と取説の記載
⑥刈払作業の手順と講習会、草刈作業中の表示やカラーコーンでバリケードする

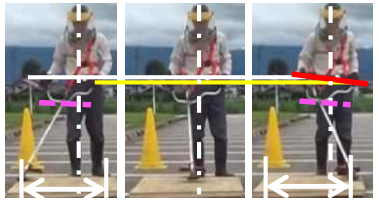

⑦保護具の使用

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.18

この考え方の根拠は、ＪＩＳＢ９７００:2013機械類の安全です

① 本質的な安全は、機械で危害(怪我病気)を受けないこと

- 死亡や重症に至る**力**や**速さ**が無い(弱く、遅く)
- 可動部の**重量**を軽くする
- **電圧**や水油空圧等の**圧力**を低くする
- 高さを低くする

⑧ メーカーが行う付加保護方策の内容

- 危険を感じた際に人の操作による停止装置(非常停止釦他)や、人が安全に作業する為の補助的な装置・設備(手すりや踏み台他)を追加する

⑨ 追加の保護は、使用者が実施

- 機械・設備を操作・使用する作業者の体格に合わせて装置・設備を追加する
- 警告表示やバリケードは、作業者が危険に近づかない様に予め対応するもの

作業者が不安全に至らない為の監視人は、⑤組織的管理になる

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.20

指差し呼称　(本来は大きな声で行いますが、コロナ対策により小声で実施)　2022年現在

行動前に 操作する箇所・モノ・方向か?、行動後に 行動の確認と記憶
会場で、指差し呼称の練習を行なってみましょう

指差し呼称は最初に、対象物スクリーンを見ます

①左手を腰に当て、対象物を
②右手で指差し

③「スクリーンに画像全体が映っている」を見て確認し、
④右手を耳元まで振り上げます

⑤確認項目「スクリーン画像表示」を唱え、耳で聞き、良いか考えて
(３つ同時にすることで効果ある)
⑥対象物に向かい「ヨシ!」発声と右腕を振り下ろす

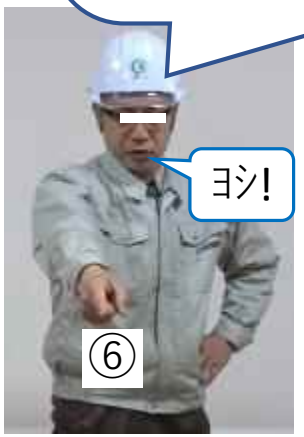

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.21

危険予知は作業の中に潜む危険を発見し、
その場で危害の回避を行うものであり、
経験を重ねると早期に危険性を発見できる

ⓐ作業名・内容＋ⓑ危険源＋ⓒ人の動き＋ⓓ事故の型
～なので　～して　～になる、する

GAPに取り組んでいる団体は専用の洗車場所を設けており、水路への転落の可能性は少ない

例1:トラクタからの降車

1. 前記の項目にキーワードを当てはめます
   ⓐ洗車 ＋ⓑ草・用水 ＋ ⓒ降車した ＋ⓓ転落した
2. 集めたキーワードから文章を作ります
   ⓐ洗車の為、用水横に止め ⓑ草で ⓒ降車した時に足を滑らせて ⓓ用水に転落する
3. 内容が分り、説明を加えて読み易く整えます
   洗車の為に、水路横にトラクタを止めて降車した際、草で長靴が滑り、用水へ転落する

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.21

危険予知、不安全とは

○ 経験のない人は、不安全が何か分からず行動

→ 良い状態を経験していれば不安全が分かり、不安全に対して自制が働く

→ 経験の少なさは危険予知訓練で補完

○ 「良くない、危険」と理解していても、①効率性を選択したり、②追い詰められて実行してしまうのが人の心理であり、危険予知で不安全に気付き、危険を回避することが重要

NG1. 最初は慎重に実行し、上手くいった経験から油断し、効率(早く済む)と安全(面倒な手順他)を天秤に掛け効率性を選択

NG2. 緊急や異常な時に、周囲の状況に押され、また義務感に駆られ、危険を理解していながら不安全行動に至る

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.22～P.23

５Ｓ（整頓・整理・清掃・清潔・躾）各自の経験から良い事例を教示する

床に平置き

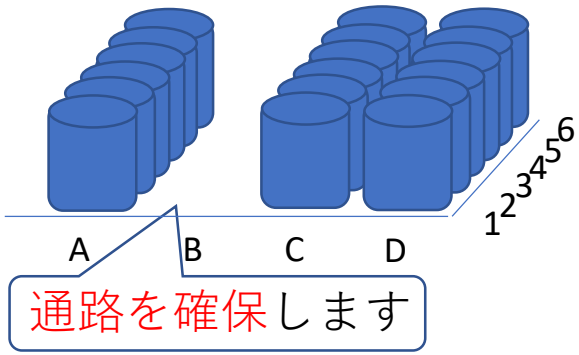

立掛け

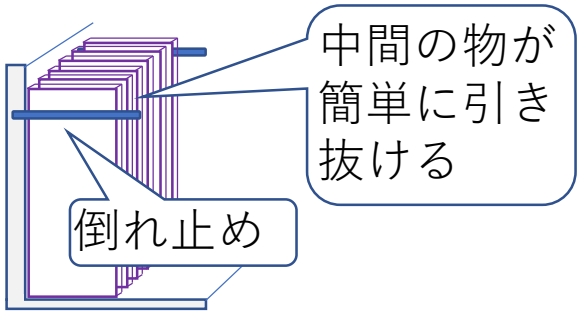

棚の部品

棚から溢れた部品は、落下や混りの原因になる。棚を増やすか、使わない物は廃棄（整理）する。
この部品棚の奥の下の物は使われる可能性が有るか?

床は明るい色で塗装

作業場の床を、滑り難く明るい色の塗装とし、汚れが目立つようにします。
例: 食品加工所の白塗装

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.２３

- 工具を集め、分類して整頓
- 同じものが複数ある場合、使用しないものは整理
- 通路と作業エリアは区別
- 物を置く時は、壁や通路に対して直角並行に並べる
- 立て掛けた物は倒れ易いので、倒れ止めを設置
  (基本は、寝かせて置く)
- 柱や床に番号を振り、番地管理

清掃して清潔になる

捨てに行く時に、
積んだゴミの落下で、
後に掃除が必要となるので、
容積を越えない

３割増し

１０割

容積の
８割で
空に
する

例外
袋に入れ封をした、軽い梱包材

ゴミは、
8割溜まったら
捨て、空にする

１ 労働安全の基本的な考え方

テキストページ
P.２３

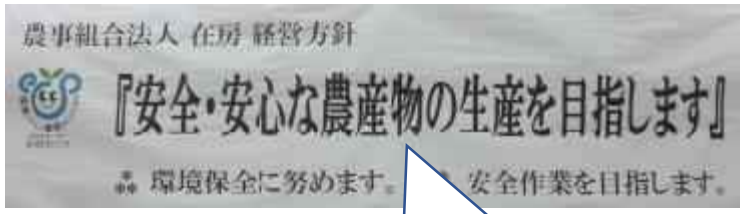

安全方針を掲げ、
意識を統一

壁に固定

棚をハウスの鉄骨に　約２m間隔で固定し、地震の横揺れ対策を実施

棚の上には軽い物、
中段に良く使う物、
下には重い物
を置き倒れを防止

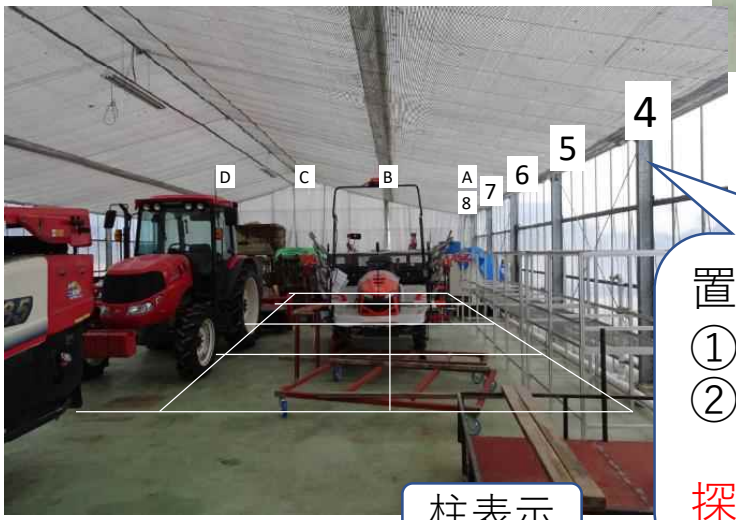

置き場部分には、
①柱番号を付け
②床に白線で区画を明確にして
探す時間を無くす

柱表示

奥へ進む、ほぼ直線の通路で引っ掛かりや転倒防止

2 農業における労働安全衛生に関する規範・指針

テキストページ P.24～P.26

1）農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

- 令和2年度に農林水産省が新たに策定
- 全産業対象の「共通規範」と農業・林業・木材産業・漁業・食品産業の5業種毎の「個別規範」が存在
- 例えば農業の個別規範では「安全に配慮した服装や保護具等を着用する」「暑熱環境下では水分や塩分を摂取する」等基本的な事項を整理
- これらを実施しているかのチェックシートを用意
- さらに詳細な「解説書」を整理

図2-2-1「個別規範：農業」

事業者向け チェックシート の抜粋

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）
事業者向け　チェックシート

事業者名	
品目 （○を付ける。複数選択可）	米 / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 酪農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他（　　）
記入者　氏名	
雇用労働者の有無	有　／　無
記入日	令和　　年　　月　　日

現在の取組状況をご記入下さい。
※ＧＡＰに取り組まれている方へ：2-(3)-①以外は、ＧＡＰの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、これらの取組が実施できているか、改めてご確認ください。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 ー：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる。	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	家族の話合い、職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
	関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 （法令による義務の例） ・トラクターで公道を走行するときは、作業機を含めた車幅等の条	

2 農業における労働安全衛生に関する規範・指針

テキストページ P.27～P.28

2）農作業安全のための指針

- 平成14年に農林水産省が策定、平成30年に改訂
- 農作業安全を進めるにあたり最も基本的・全般的な事項を列挙しており、最初に安全を考えるときに参照
- 「都道府県・地域段階で留意すべき事項」と「農業者等が留意すべき事項」があり後者が主体
- 「乗用型機械」「携帯式機械」など毎に作成
- 「個別農業機械別留意事項」というさらに詳細な参考資料も作成

図2-2-2安全指針本文は共通的事項主体

図2-2-3参考資料で個別機械別も整理

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.31～33

２） 刈払機

- 刈払機からの飛来物は、顔面や手足を直撃
- 目の災害は、被災者の眼科受診により顕在化し易い
- 実際は、顔面や喉など他の部位にも飛来しており、クリアー型防災面、長袖長ズボン、防振(減振)手袋と長靴等により、身体全体を保護することが重要
- 刈払作業をなくすこと（防草シートの利用等）も重要
- 飛来物を減らす作業方法

★ｴﾝｼﾞﾝ回転を下げ、刈刃回転6000rpm以下の低速にする

★チップソーは、大地に対して水平に振る

★石飛の少ないチップソーの使用

防災面、ヘルメット、喉元カバー、麦わらバイザー

チップソーを水平に、地面と接触を減らす為の「安定板」

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.31

２） 刈払機の燃料運搬

燃料は危険物であり、運搬には、

ＵＮマークが表示さている容器を使用

① 性能試験済みの危険物運搬容器

② 国際勧告(ＵＮ規格)に適合

③ 消防法の基準を準拠

禁止: ペットボトルに混合油(燃料)を入れ、車内に置くと日光で気化ガス化して破裂の危険性が増加。法令違反になる

日光に当たると気化して、キャップを開けた時に噴き出し危険です。

ペットボトル容器は破裂する場合があり、危険性が高い

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示　平成24年03月30日現在
（容器の特例）第六十八条の二の二
三　第四類の危険物のうち第三石油類、第四石油類又は動植物油類を収納する最大容積五リットル以下の耐油性の容器

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.34～35

3） チェーンソー

- 伐木作業者以外は、

  樹高の2倍を確保して退避

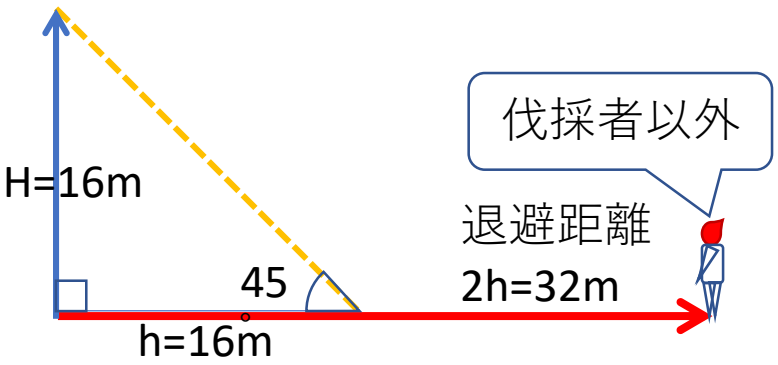

- チェーンソー作業する時は

  防護ズボン又はチャップスを使用

- 枝切りは跳ね返り防止ガードのある物を使用すると危険性が減少

枝切り用充電式

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.36～38

4） フォークリフト

- フレコンを吊って運ぶと、リフト転倒のおそれがあることから、パレットに載せ移動

○ パレットに載せて運搬すると荷の落下の危険は小さい

平地の直進運搬

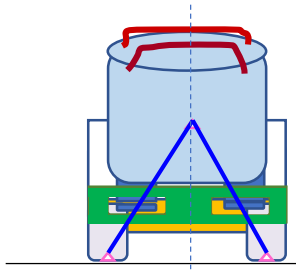

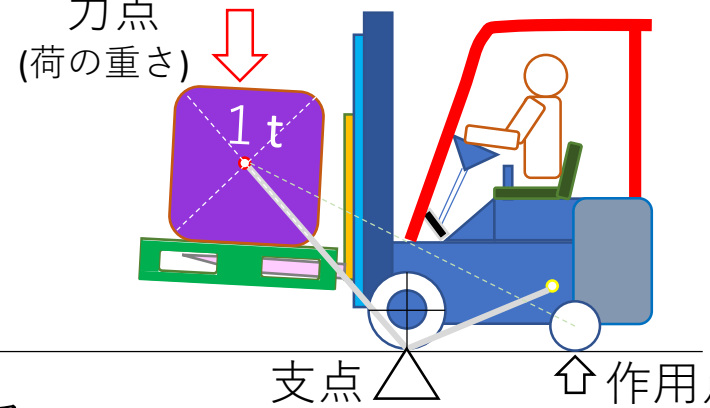

平地でカーブする、
傾斜地で運搬する

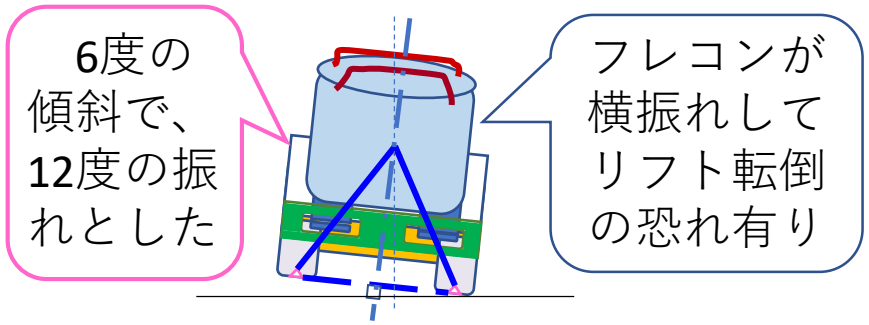

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.38～39

５）ホイールローダー・ショベルローダー
(四駆・建設機械)　(前駆・荷役運搬機械)

1. 作業域を明確にして(区画する)、作業域に人が進入しないようにバリケードを設置
2. 人が通る通路を明示し、作業域に近づかないように誘導

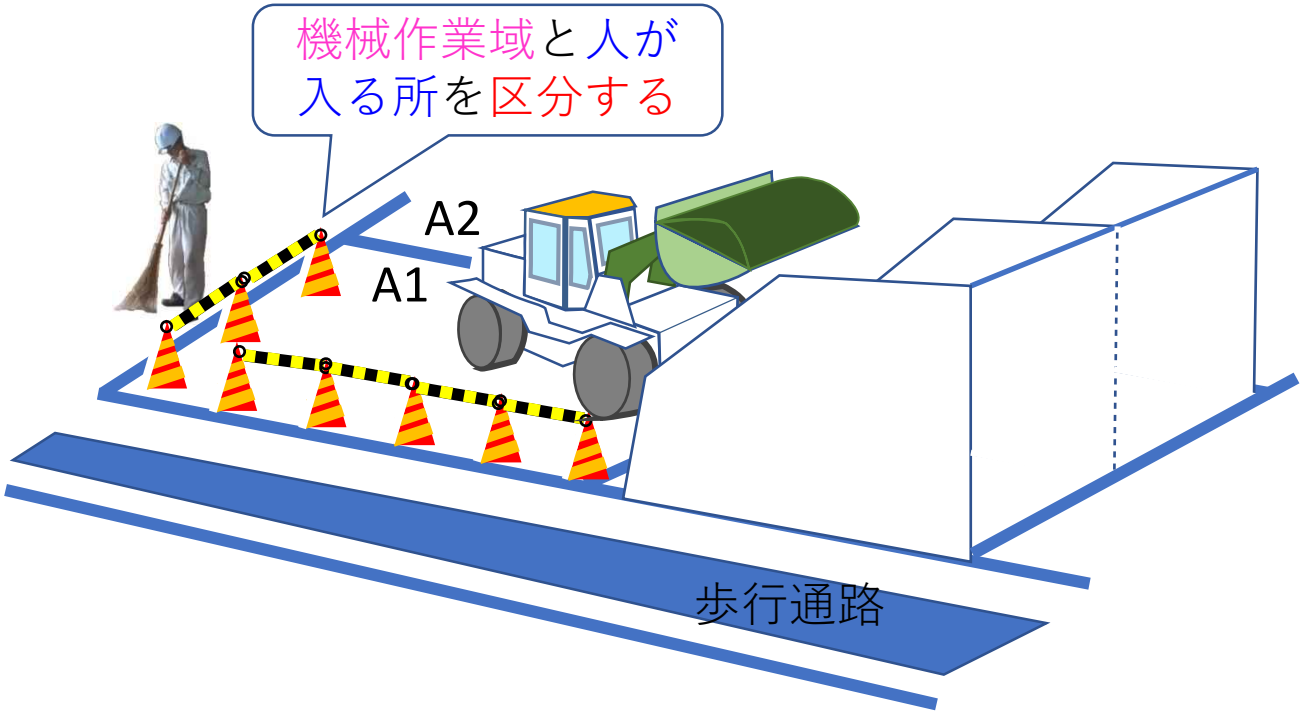

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.40～43

6）積載型トラッククレーン

- 積載型トラッククレーンは、荷を吊りジブを旋回させた場合に転倒する可能性
- 作業場所の状況を確認して作業計画を立て、前方領域及び側方領域は極力使用しない配置
- アウトリガーは最大限張り出し、前輪と敷板の接地の効き具合を、足により確認
- 吊り上げ荷重は、ジブの許容荷重以下で使用し、荷引きを行なわない

前輪を接地させてアウトリガーを水平にし、クレーン操作前に自身の足で敷板の効き具合を確認する

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.40～43

６）床上操作式クレーン

1. 吊上げ前に荷から離れる（２ｍ）
2. 吊上げ「地切り」で、吊具の弛みと当り、荷の重心を確認
3. 吊り荷の後をついて歩く（前を歩き転んだ場合、落ちた荷で圧死）
4. 吊り荷に近づかない、手を掛けない、荷の下に入らない
5. 吊り荷の位置・向き変えは、引き紐や棒を掛けて行う

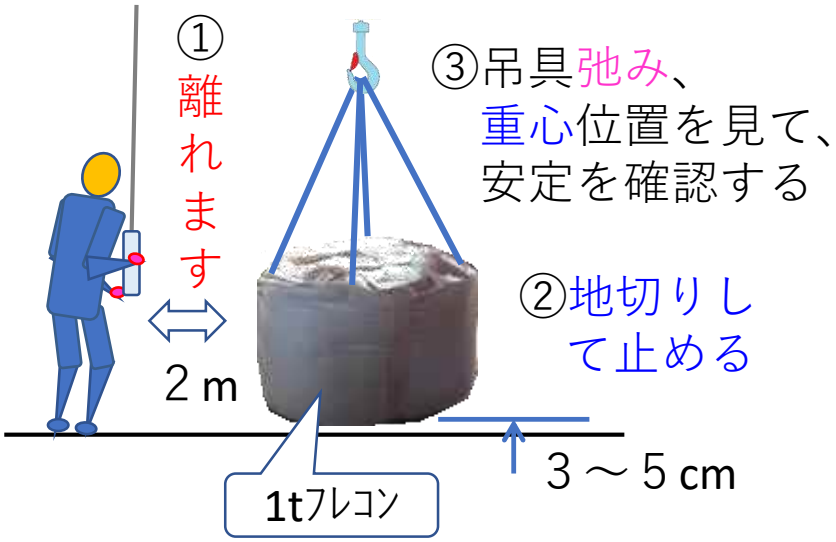

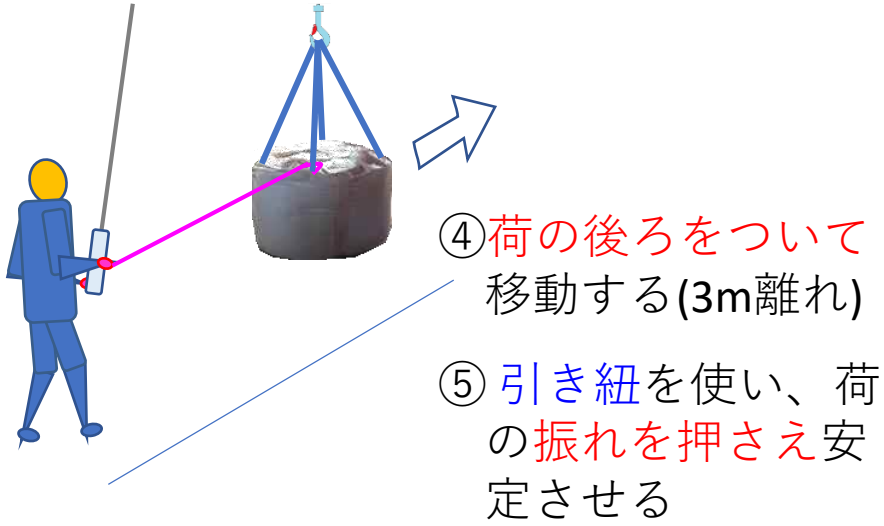

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.44～46

7）玉掛け

- 玉掛けに使用する吊り具は、使用前・使用後に、劣化・破損（写真を参照）等がないことを確認して、異常時は廃棄
- 定期点検(シーズン前)は点検者を決め、同じ目線で良否を判断
- 吊り具ではない「台付けワイヤー、ラッシングベルト」で、荷の吊り上げを行なわない

素線切れ

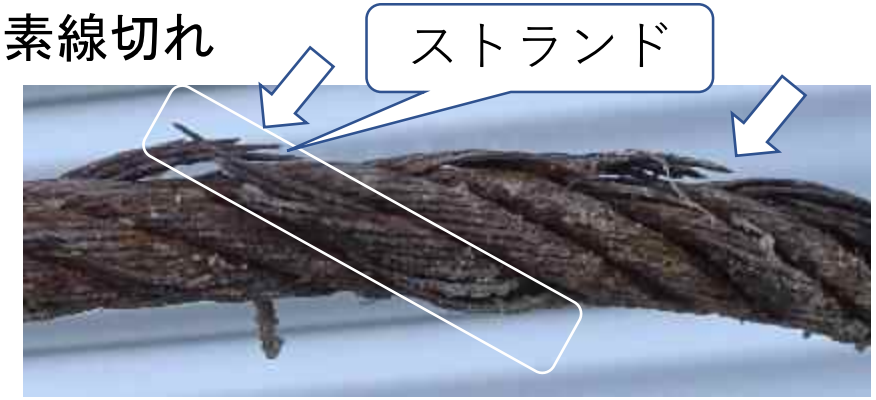

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.48～49

8）産業用無人ヘリコプター、産業用マルチローター(通称ドローン)

○ 飛行前に(見通しの悪い)ほ場を一周し、状況把握と有視界飛行を行うための操縦者の移動経路を決定

○ 経路の障害（段差・丈の長い草等）の除去等の対策を実施

1. 障害物と目視出来ない場所及び有視界飛行の操縦者の移動経路を作業前に現地確認し、作業計画を作成

2. 操縦者と補助者の合図方法を確かめ、思い込みや「たぶん大丈夫」を排除

3. 離着陸点の表示と、離着陸時は機体から距離を確保（目安機体の２倍 ５ｍ以上）

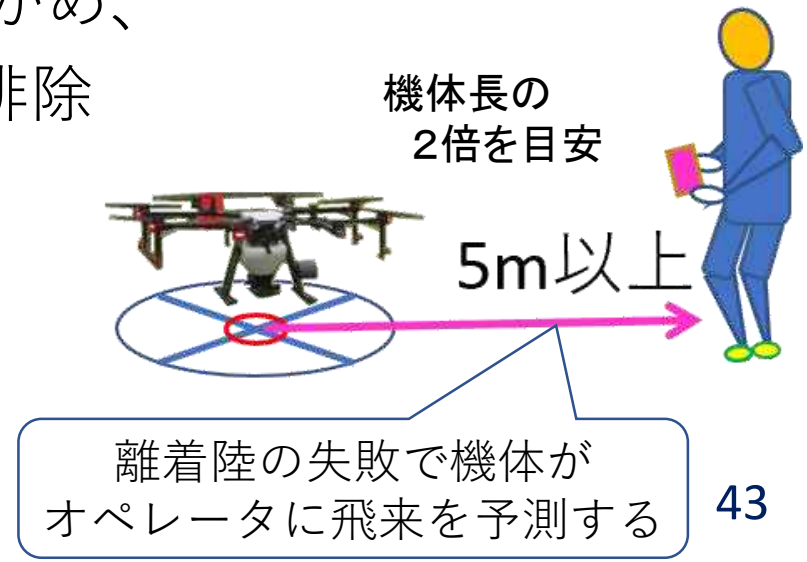

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.48～49

8）産業用無人ヘリコプター、産業用マルチローター(通称ドローン)

リチュウムポリマーバッテリー(ＬｉＢ)の温度や保管

1. 温度の定義　低温は0°Cから高温は40°Cまで
（低温充電は発火リスク有、高温保管は劣化が進み寿命半分になる）
2. 使用条件　充電時温度25°C、シーズン中の使用後容量50%
3. 長期保管温度　２２～２８°C（湿度40～50％、参考GDI製）
4. 保管中の放電　保管温度25°Cでの自然放電は1%/月程度

保管10ヶ月の容量は55％にする(使用時は45～55%)

☆発火や破裂の起きるリスクは、過充電、満充電で放置、バッテリ低温で充電、落下などの衝撃を受け

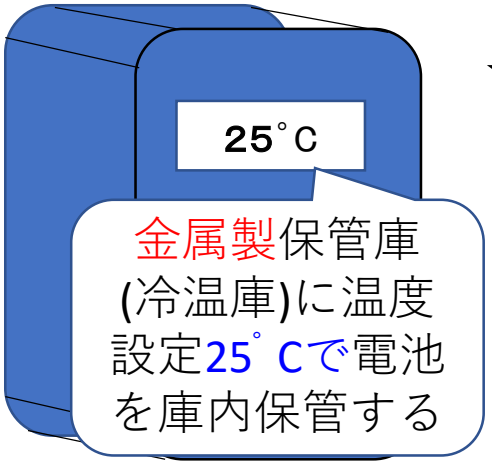

保管容量55%にすると、皆さんは余裕含め60%にされると思います、それで良いです

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.50～51

9）ディスク・両頭グラインダー、高速カッター(高速切断機)

- 砥石の交換を行う作業は、取り付け後の破損が多く発生。使用前の空運転による破損確認が必要であり、労働者は特別教育が必要
- 砥石が破損した場合、作業者や周囲の人に直接当たらない様にする為、カバーを取り付け、割れた場合を想定して、砥石の正面に自身の体を置かないことを意識
- 砥石異常(特に振動)に気付いたら、異常な砥石は破棄
- 砥石は使用限度前に交換

高速カッターの砥石外径の大きさと研削能力

外径31cm100%
19cm　61%
17cm　55%
15cm　43%

19cmで新しくする

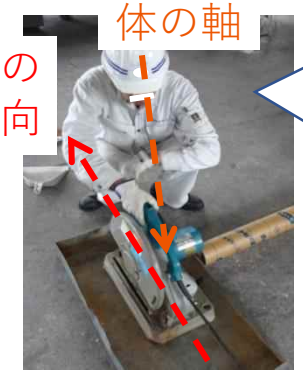

砥石の正面に体を置かない。砥石が破損したら、飛散する破片の多くは正面に飛び危険

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.52～53

１０）アーク溶接

- 交流アーク溶接機は自動電撃防止装置を使用 (法令遵守)
  直流でも電撃防止の使用が必要

(内蔵)自動電撃防止装置の機能
無負荷で安全電圧になる

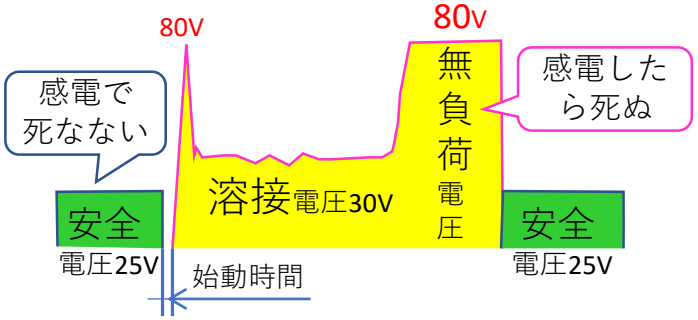

- アーク溶接装置の接地、
  溶接棒ホルダーに破損・焼け、
  その電線外れ・切れがない事を
  確認（日常点検と整備）

- 作業には防塵マスク(国検の印)、溶接用革手袋、
  遮光面を使用し身体保護

溶接用革手袋

使い捨て
防塵マスク

自動遮光面

- 防火シートを使用し
  周囲を養生

その場を離れる時は、溶接棒を外して
ホルダーを防火シート等で包み絶縁して電源切る

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.54

１１）高所作業

- シーズン前に高所作業機・道具を整備
  ブームなど下降した時に身体が挟まれる場合、
  ブームの支柱にブロック(枕木も可)を挟む
- 作業前点検を行い、記録を残す
- 作業機の作業台上では、台の端までの長さに胴ベルト安全帯のロープ長さを調節(台から体が落ちない長さにする)
- 開閉ゲートのロックレバーを掛け、作業時にも確認
- 枝葉の突き刺しを防止に、防災面や保護メガネを使用
- 転落に対する頭部の保護に、ヘルメットを使用

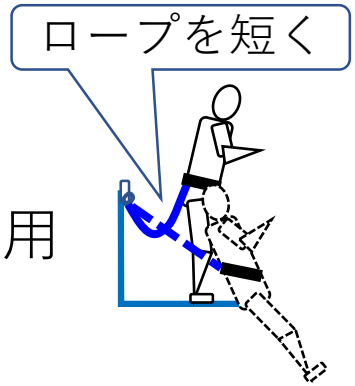

かぶり防災面
クリアータイプ

ヘルメット
後付防災面

ロックレバーを掛ける

胴ベルト型安全帯の
ベルトの通し方

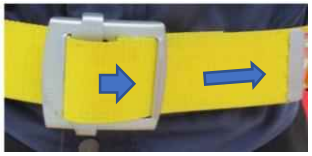

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.56

脚立の昇降(上り下り)

① 両手で体を支えて、足元を見る

② 体重は、踏さんに残す、

③ 一段昇降、足を揃え止まる、1秒間

脚立の使用時

☆脚立を立て、地盤と設置を足で「トントン」

☆天板とその下の踏さんに乗らない

☆ 手・膝・下腿を支柱・踏さんに押付ける

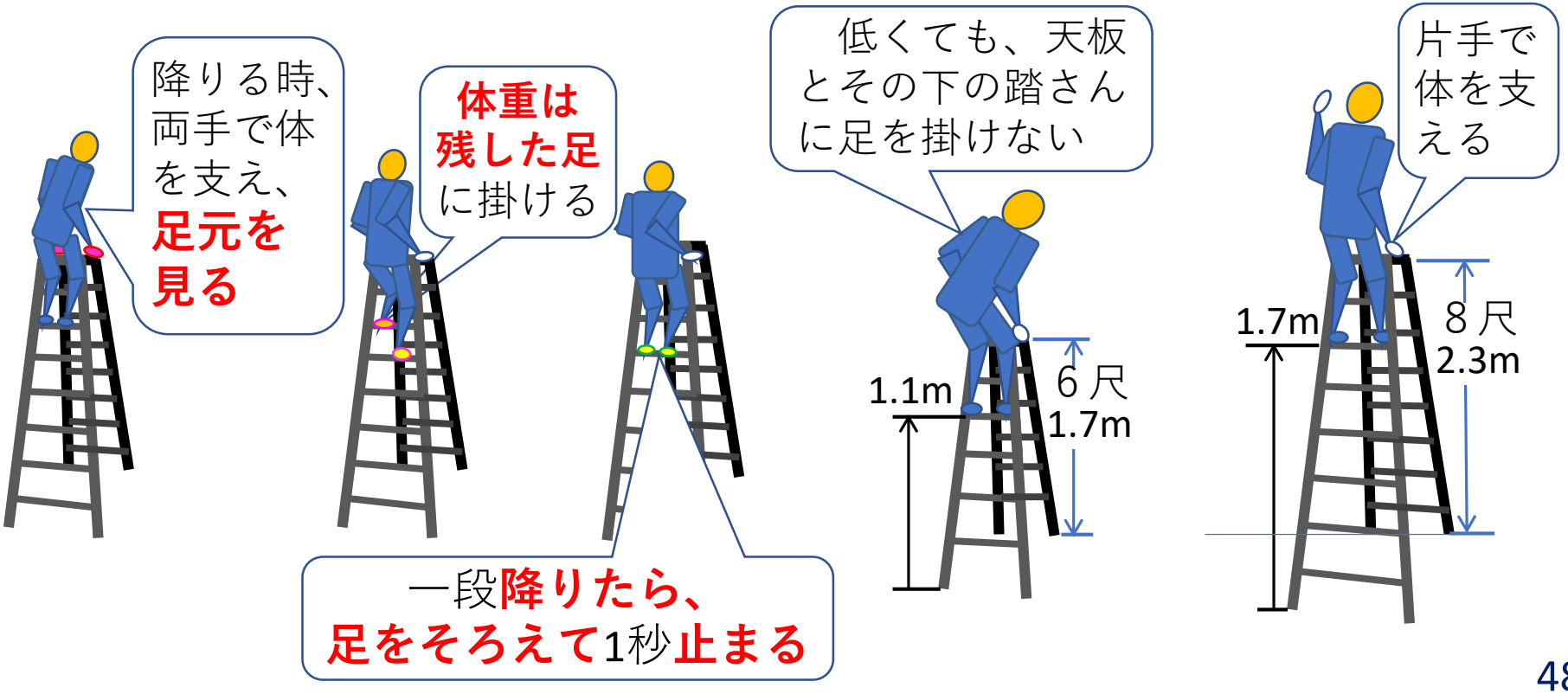

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.58～59

１２）はい作業

- 肥料の保管
  - ①直射日光を避ける
  - ②不測の事態を想定し、置き方を検討

☆地震での倒壊
☆火災時は大量の水で注水消火

- フォークリフトによる「機械はい」
  - ③ はみ出した肥料の端、パレットの端で下端の間隔を１０cm以上開けて置く
  - ④ 肥料・穀物フレコンの積み下ろし時はヘルメットで頭部保護

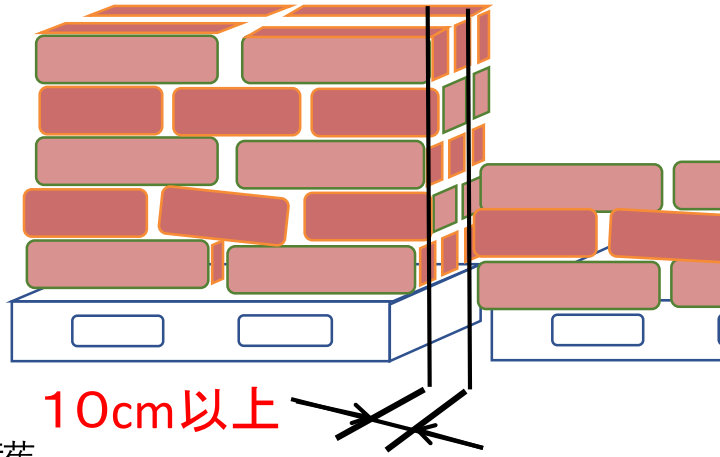

- パレットへの肥料積上げは、それぞれの袋が押さえ合う様に奇数、偶数段で異なる並べ方を繰り返す

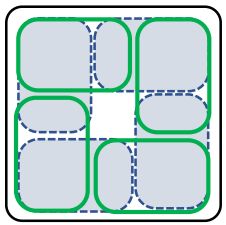
廻り４俵はい

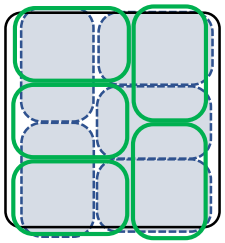
津軽５俵はい

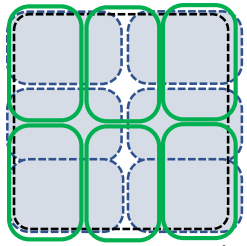
巻き６俵はい (ﾊﾟﾚｯﾄT11)

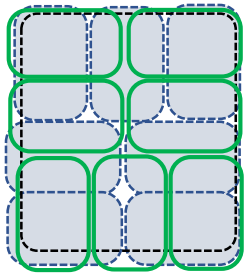
函(ﾊｺ) ７俵はい (ﾊﾟﾚｯﾄT12)

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.60～63

液剤農薬を散布する作業も

- 衛生マスクではなく、
  防塵マスクを使用

マスクを付けた後にメガネを掛ける

7000ｼﾘｰｽﾞ〈3M〉

6500ｼﾘｰｽﾞ〈3M〉

フィルタ交換式は、使用限度時間の指定は無い。毎シーズン毎にフィルタ交換すると良い

排気弁付使捨て
使用限度27時間
8511-DS2
〈3M〉

排気弁付使捨て
使用限度19時間
DD01V-S2-2K
〈重松〉

- 液剤が付着した保護手袋や防護服(カッパ等)は出来るだけ廃棄し、再利用しない。表面に付着した薬液に触れる(暴露(ばくろ)する)可能性

農薬類の管理

- 保管庫は2重以上の鍵かけ
- 在庫管理をシーズン毎に実施
- 長期間使用しなかったものは整理

① 扉に２箇所の鍵が必要
1) ドアノブ鍵、 2) 追加の鍵、
3) ロッカーの鍵

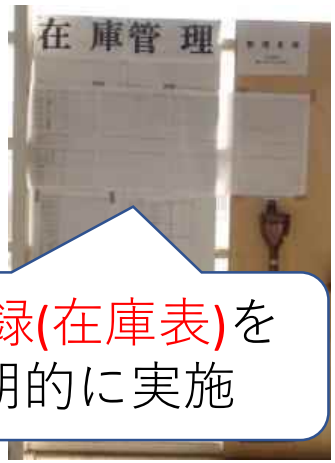

② 農薬の使用記録(在庫表)を付け、棚卸も定期的に実施

３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.64

1. 屋外の貯蔵所の設置は、防油堤内への雨水の侵入を避ける
2. 水抜きバルブを開け放しにすると防油堤が無効化
3. 燃料タンクを建屋内に収納する場合、自然換気を確保。ガソリン等の気化ガスは、比重3～4と空気より重く床面に溜まることから、溜まったガスが排出されるように配慮

火災防止条例は、総務省の示すひな形を各市町村の事情にあわせてアレンジ

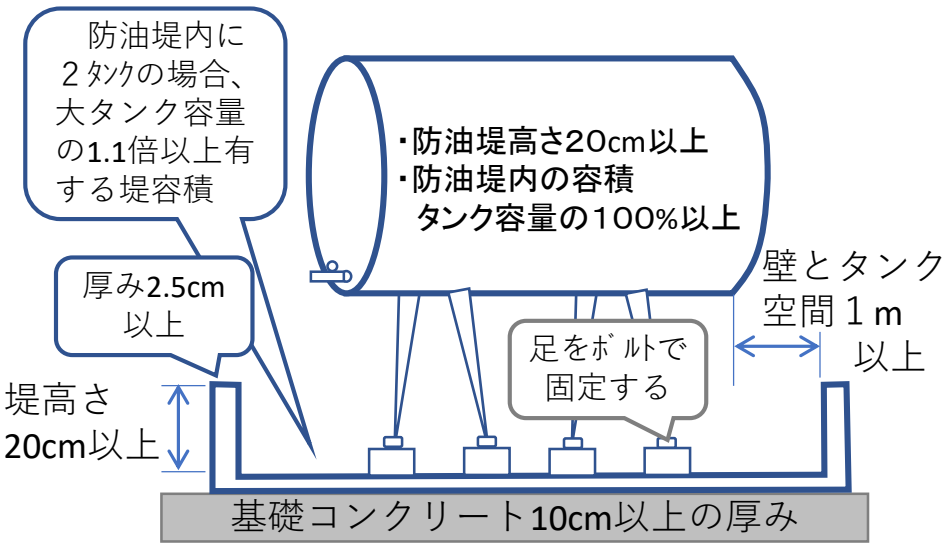

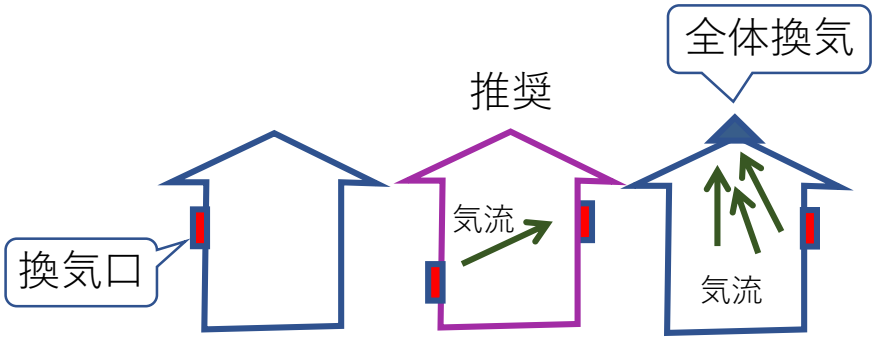

燃料の貯蔵所の換気

４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.65～P.66

１）主要な法令（道路運送車両法と道路交通法）

- 道路運送車両法で「農耕作業用特殊自動車」を規定。同法に基づく大臣告示で「前照灯が必要」など具体的基準を規定。
- 市町村発行のナンバープレートを付けている農機でも同法の基準を満たさず公道走行不可のものがあることに注意。

- 道路交通法も当然ながら農機にも適用。大型特殊免許には「農耕車限定」という農業者に配慮した仕組みあり。

- その他、道路に関する「道路法」「土地改良法」、保険に関する「自動車損害賠償保障法などもあり。

など、車両本体の安全装備等を決めている

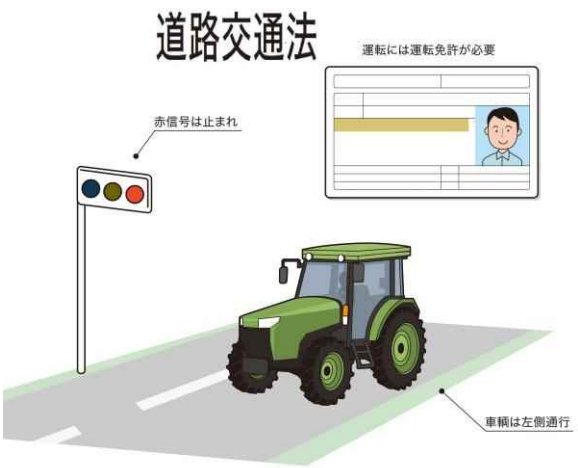

など、走る場合のルール等を決めている

４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.66～P.67

２）大型特殊自動車と小型特殊自動車（車両法と道交法）

- 道路運送車両法、道路交通法どちらも用いる「大型特殊自動車車」「小型特殊自動車」の用語だが、両法で定義が異なるので注意。
- 道路交通法上、普通免許で運転できる「小型特殊」は、長さ･幅･高さの制限があり最高速度が15km/h以下。
- 一方、道路運送車両法上は最高速度が35km/h未満であれば、どんなに大きくても「小型特殊」。※ただし道路走行できる全車両共通の大きさ制限はあり。
- トラクター本体が小型特殊免許で運転できても、装着作業機が幅1.7mを超えていれば大型特殊免許が必要。

表 2-4-1　農業機械の法令による区分（平成９年１月以降）

道路交通法	長さ/幅/高さ	4.7/1.7/2.0m以下※1		制限なし
	最高速度	15km/h以下		制限なし
	エンジン排気量	制限なし※2		
	（運転免許）	小型特殊自動車免許※3（普通免許で可）		大型特殊自動車免許※3
道路運送車両法	（車両の種類）	小型特殊自動車		大型特殊自動車
	長さ/幅/高さ	制限なし		
	最高速度	35km/h未満		35km/h以上
	エンジン排気量	制限なし		
	車検	不要		必要
	自賠責保険	不要		必要
	地方税	軽自動車税		固定資産税

※1 高さはキャビン・フレーム部分のみは2.8m以下

※2 道交法の排気量制限は平成16年7月に廃止された

※3 「小特免許」「大特免許」と略して呼ばれることが多い

※4 この２本の縦線の間が、道交法上「大型特殊」だが車両法上「小型特殊」となる部分

200馬力、最高速度34km/hのトラクター

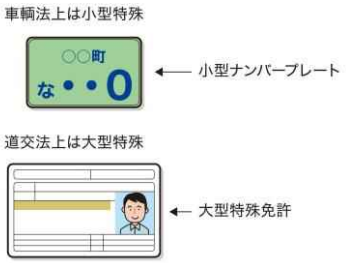

４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.67～P.68

３）トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

(1)作業機を直接装着の場合

【灯火類】トラクターの灯火から作業機が40cm以上はみ出す場合、反射器と制限標識を設置。灯火が作業機に隠れる場合は灯火を新設。

【安定性】左右の最大安定傾斜角度が30度または35度以下の場合、15 km/h以下の走行とし、その旨表示をする。

【全　幅】作業機の幅が2.5mを超える場合、①行政に道路の通行許可を受ける ②作業機の両外側に赤白ゼブラの板を設置 ③全幅の数字を表示し制限標識を設置 ④原則として作業機の両外側前後に灯火を設置。

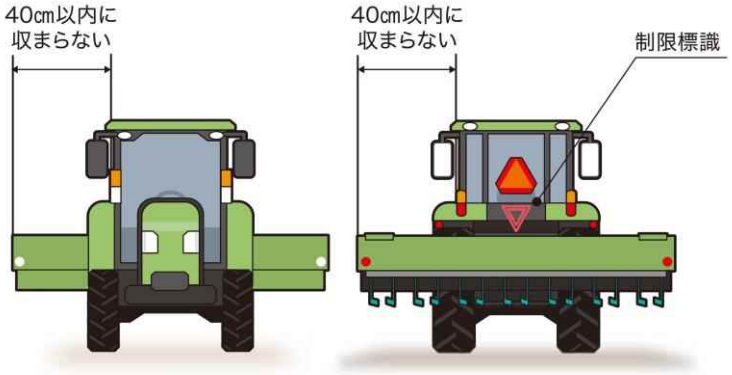

図2-4-3　本体の灯火から作業機外側が40㎝以上はみ出す場合

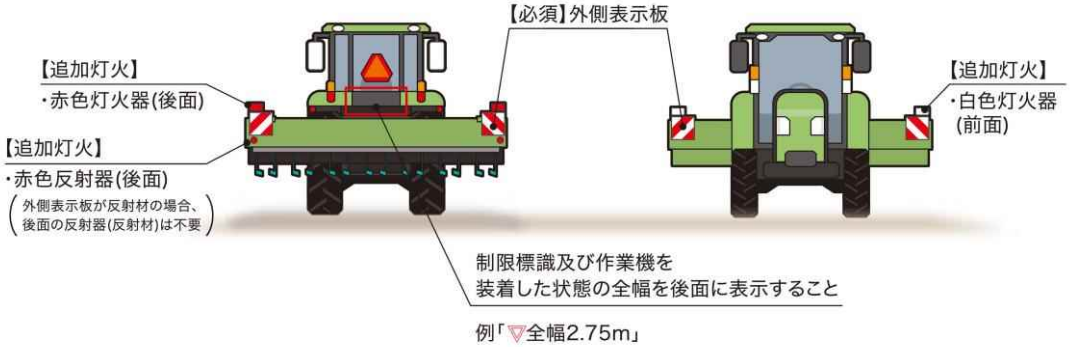

図2-4-5　幅が2.5mを超える場合はゼブラマークと制限標識・全幅の表示

４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.69～P.70

３）トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

⑵ トレーラー・作業機をけん引の場合

【灯火類】トレーラーには原則として各灯火器類を装備（例外あり）。

【安定性】作業機直接装着の場合と同様の措置。

【ブレーキ】トレーラーには原則としてブレーキを装備。ただし「安定性」と同様の措置をすればなしでも可。

【全長・全幅】トレーラーの幅が2.5mを超える・トラクターを合わせた長さが12mを超える場合、作業機幅が2.5mを超える場合と同様の措置。

【運転免許】積載物込み750kg超となる場合、原則としてけん引免許必要。

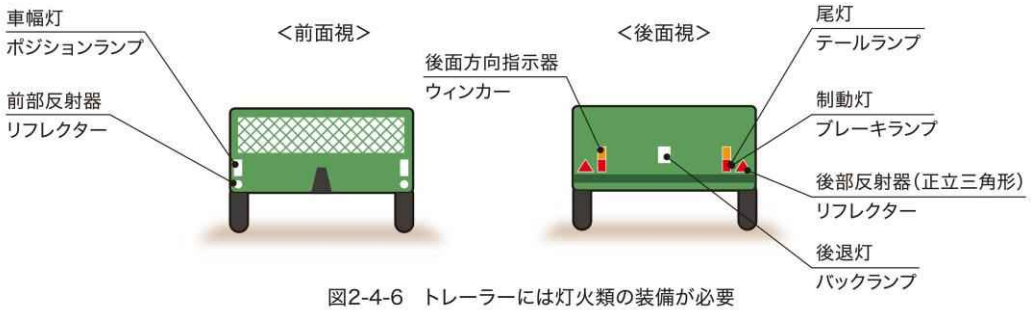

図2-4-6　トレーラーには灯火類の装備が必要

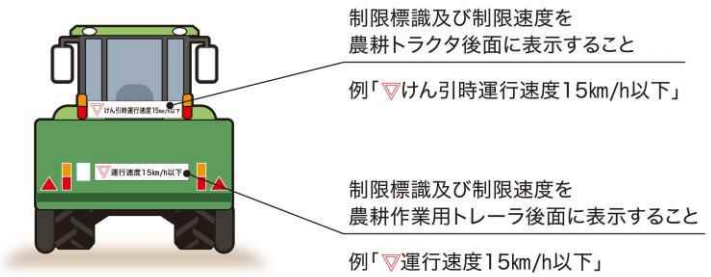

図2-4-7　傾斜角一定以下、ブレーキ未装備トレーラーに必要な表示

４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.70～P.71

４）トラクターのシートベルト装着

- トラクター死亡事故の最大要因である転落・転倒の際、乗員を守るための安全キャブ・フレームは、シートベルトを装着して初めて十分な効果を発揮。

- 交通事故の統計では、シートベルトをしていないと死亡率約8倍。

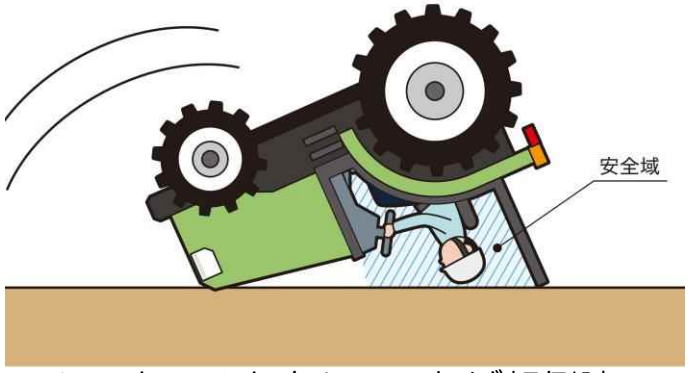

シートベルトをしていれば転倒時に安全域にとどまれる確率が高い

表 2-4-2 農耕作業用特殊車の交通事故（2015～2019 累計）

	死亡者	重傷者	軽傷者	合　計
シートベルト着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49 (100%)
合　計	156 (20.9%)	209 (28.0%)	381 (51.0%)	746 (100%)

資料：(公財)交通事故総合分析センターのデータを日本農業機械化協会が集計

シートベルト着用時の死亡率3.2%に対し非着用時の死亡率24.5%と約8倍

5 事故時の保険制度

テキストページ
P.72～P.73

1）労働災害補償保険（労災保険）

- 本来、労働者(被雇用者)のための制度で農業でも雇用があれば原則加入の義務
- 農業は家族経営も多く、その場合は原則対象外だが、農業労働の実情からみて労働者に準じて扱うべきとも考えられ、「特別加入」の制度がある
- 農業者の加入割合は8%程度にとどまっているが、一定以上の障害には年金支給など民間にはない有利な点があり、加入促進の必要性
- 特別加入は3種類の制度

○特別加入の種類

(1)特定農作業従事者
年間販売額300万円以上等の一定以上の規模で、①動力駆動機械を使用、②高所作業、③農薬散布などの作業をする人

(2)指定農業機械従事者
①農業用トラクター、②自走式田植機、③コンバインその他の収穫機などの機械を使用する人

(3)中小事業主等
常時300人以下の労働者を使用する事業主およびその家族など

○補償の内容

(1)休業4日以上のケガ
自ら設定した日当額に応じた日額の支払いに加え治療費は無料

(2)障害が残った場合
障害の程度に応じて年金または一時金の支払い

１ 農作業事故調査の意義と方法

テキストページ
P.76～P.77

人

機械･施設等

声かけ、教育、手順書･･･
でも「人は必ずミスをする」
⇒ミスしても助かるように！

人的要因のみの事故は
ほとんどない！

取り組むことで
安全意識も向上

作業･管理方法

作業環境

事故調査
の重要性

危険は色々なところに潜んでいる

地域ごとの事故事例から学び、機械、環境、作業を
安全側に「変える」＝効果のある対策

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.78～P.79

1)機械の転落・転倒　(1)乗用トラクター

【事故の概要】夕方にトラクタで走行中、右側の畑の支柱が目に入って脇見運転となり、左側斜面に脱輪したため、ローダで後方へ引き上げてもらう途中でトラクタが傾き、斜面下へ転落　⇒**頭部打撲及び裂傷**

作業　機械
シートベルト・ヘルメット未着用

環境　機械
車体に対して路幅が狭い

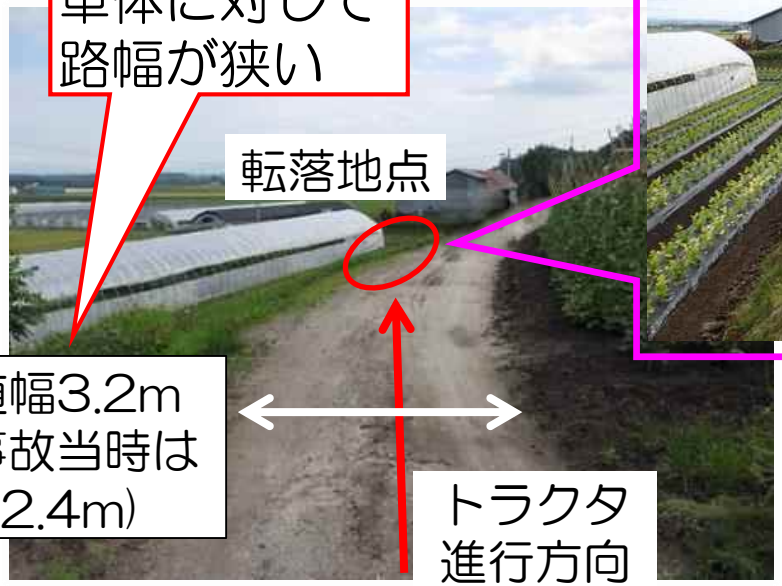

作業
夕方になって急に作業が入った

- 安全キャブ・フレーム、シートベルト、ヘルメット
- 道路の拡幅⇒事故になりにくい現場づくり
- 作業の段取りはゆとりを持って

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.80～P.81

1)機械の転落・転倒　(2)自脱型コンバイン

【事故の概要】台形ほ場の隅での回行時に後進したところ、クローラ後部を畦に乗り上げ、その拍子に変速レバーを手前に引いてしまい、1.9m下の水田に転落　⇒**肋骨骨折及び内臓圧迫**

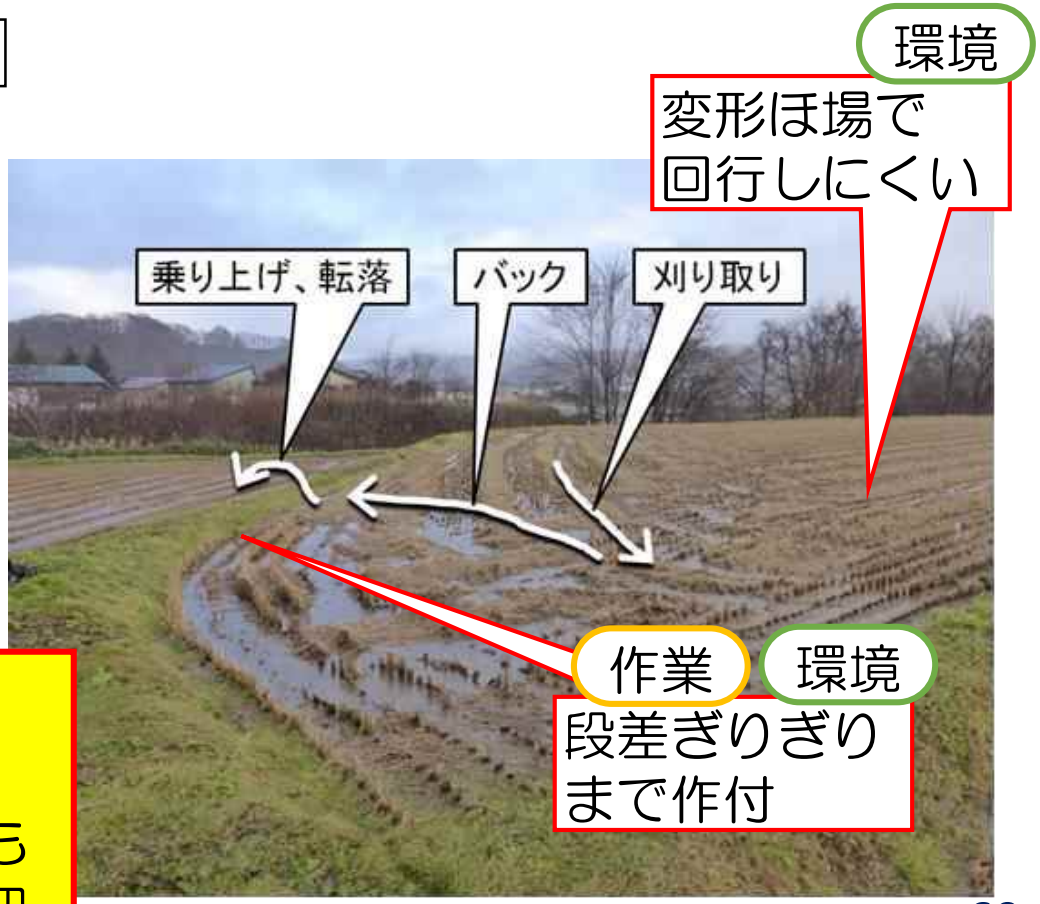

- バックカメラ等で視界確保
- 危険な段差に目印
- 段差近くには作付しない手も
- 作業しやすい環境整備も大切

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.82～P.83

2)挟まれ　(1)歩行用トラクター

【事故の概要】歩行用トラクターで耕うん作業をはじめようと、後退しながらほ場端で畝への位置合わせを行っていたところ、後退しすぎて隣の果樹園の樹木と機体に胸部を挟まれ、翌日に家族が発見　⇒**胸部圧迫等で死亡**

- 安全装置を備えた機械を導入
- 作業環境と機械の組合せを見直す
- 作業予定を共有、危険な作業は定期的に安否確認

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.84～P.85

2)挟まれ　(2)スピードスプレーヤ(SS)

【事故の概要】果樹園でSSによる防除作業中、機械の音が変わった気がしたため、圧力計を見ようと頭を起こした際、頭が枝で打たれて後方に押され、異様な音が聞こえて熱さと痛みを感じた。痛みに耐えつつ作業を続け、帰宅後に受診したところ、転院して精密検査　⇒**頸椎損傷、コルセット装着**

Good！
防除用ヘルメット⇒頭部の深刻な損傷は防いだ？

作業
時期的に多忙･疲労

環境
枝が低い場所を走行

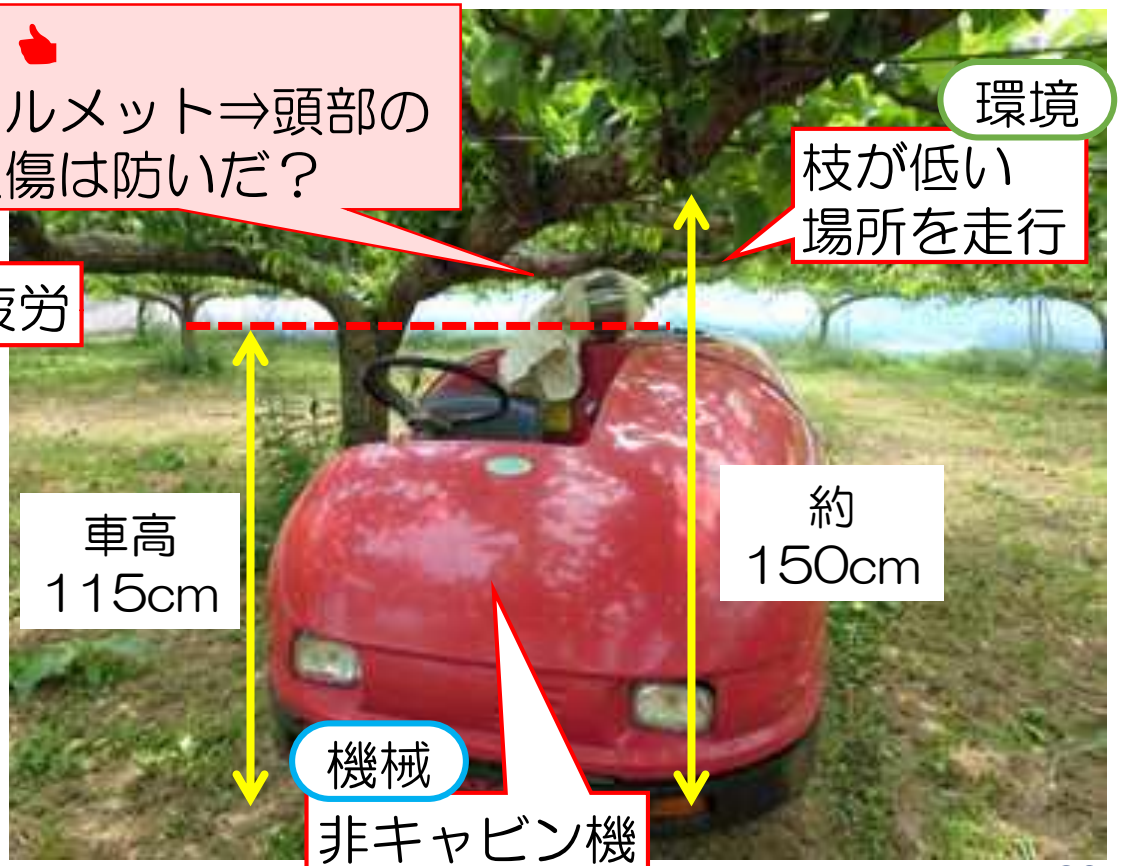

- SS作業の危険性を一層認識(慣れが油断へ)
- 低リスクな果樹園づくり
- 環境は変化する
  ⇒作業前の状況確認
- 余裕を持った計画と分担

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.86～P.87

3)ひかれ　(1)農用運搬機

【事故の概要】ほ場で農用運搬機（歩行用乗用兼用）を立って操作したところ急発進してしまい、機体を止めようとしたが、道路を越えて別のほ場まで走ったところで転倒、ひかれ
⇒頚部圧迫で死亡

機械

歩行使用＝ひかれや挟まれの危険

作業

無理に止めようとして被災

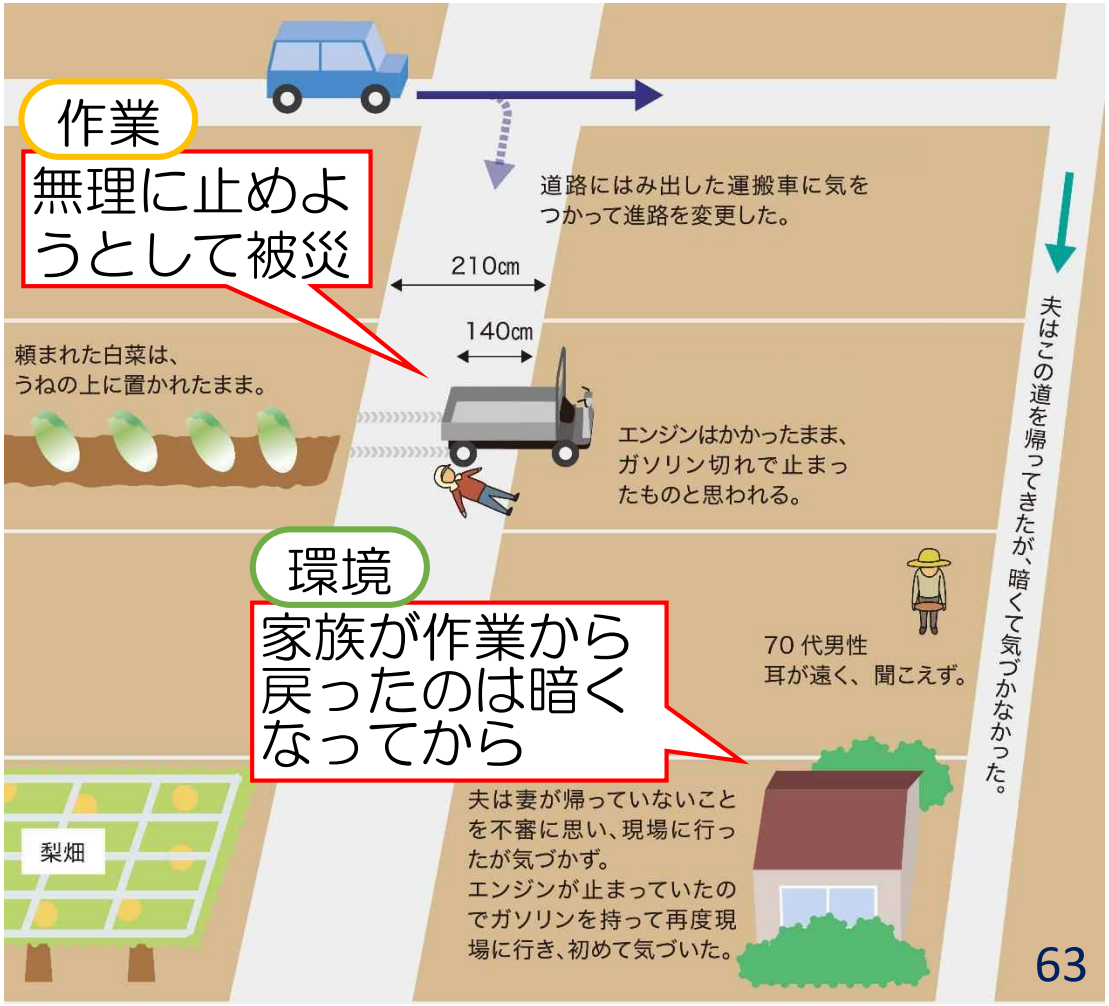

環境

家族が作業から戻ったのは暗くなってから

- 歩行使用時の安全性が高い機械を使用
- 日没前に作業切り上げ
- 無理に機械を止めようとしない

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.88～P.89

3)ひかれ　(2)ポテトハーベスター

【事故の概要】けん引式ポテトハーベスターで収穫中、トラクター運転者がハーベスターの下にイモがこぼれたことに気付き、トラクターから降りて拾おうとしたところ、機体が動いて、逃げきれず左輪に胸部をひかれ
⇒**肋骨･肩甲骨骨折、肝挫傷、肺挫傷**

機械　作業

降車時の停止確認不十分、自動停止装置なし

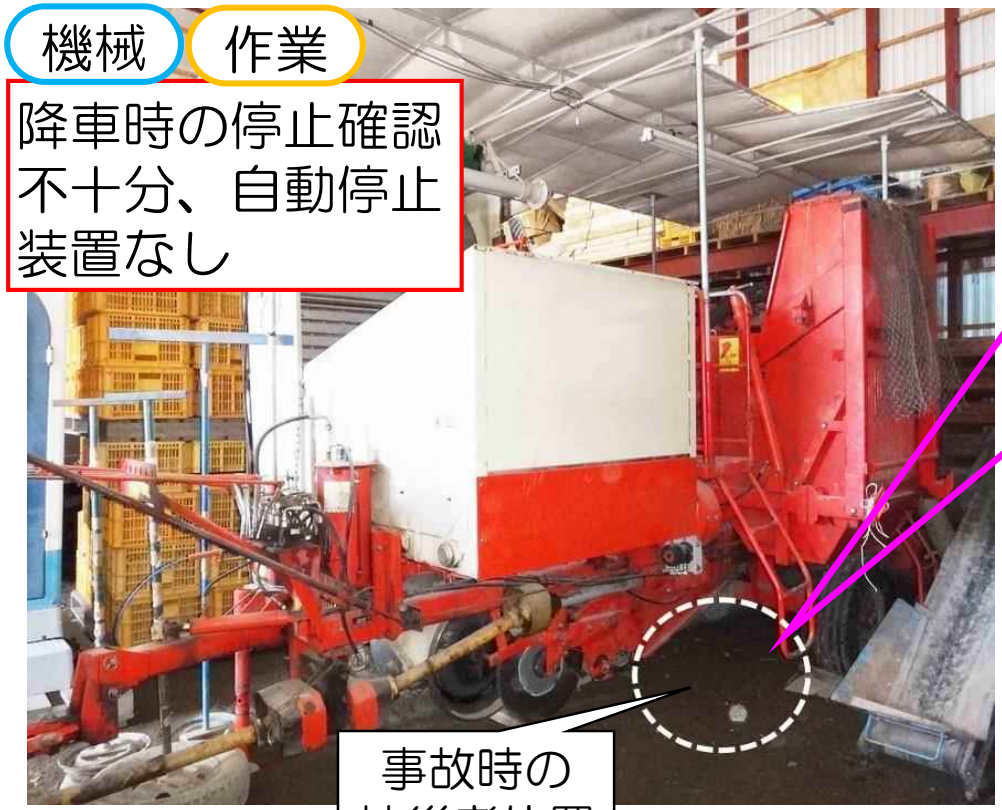

環境

ほ場で
足場悪い

- 降車時にはエンジン停止、駐車ブレーキを習慣化
- 動いている機械には近づかない(補助者も全員)

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.90～P.91

4)回転部への巻き込まれ　(1)自脱型コンバイン

【事故の概要】 作業前に暖機運転をしながらコンバインの注油･清掃を行っていた際、こぎ胴駆動ベルト付近のゴミに気付き、とっさに手を伸ばしたところ、手前のベルトに巻き込まれ　⇒**小指爪欠損及び基節骨骨折**

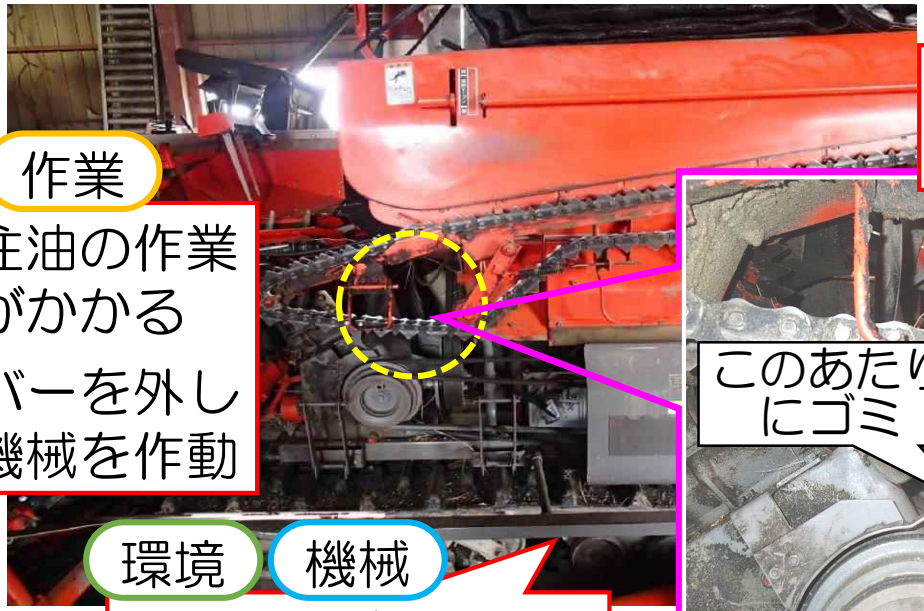

機械　作業

清掃や注油の作業に時間がかかる

各部カバーを外したまま機械を作動

環境　機械

機体内部が暗くて危険に気付きにくい

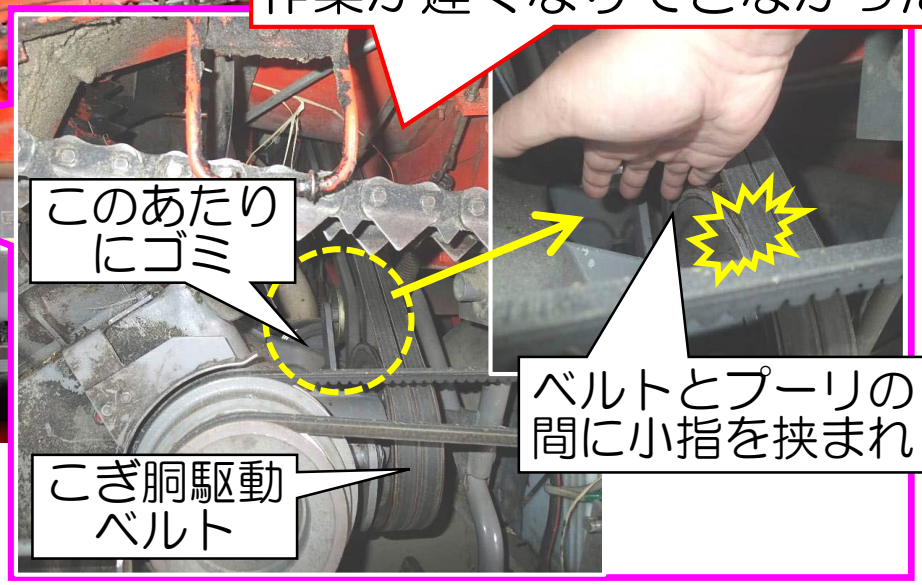

作業

普段は清掃は作業後⇒前日は作業が遅くなりできなかった

- 機械を動かしての点検整備等は禁止
- 作業の手元は明るく
- 気になることがあったらまず機械を止める

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.92～P.93

4)回転部への巻き込まれ　(2)バキュームカー

【事故の概要】バキュームカーでの作業がうまくいかず、様子を見ながらレバーを操作していたところ、ヤッケの裾が駆動軸に巻き込まれ、全身が反対側に投げ出され　⇒**肋骨･肩甲骨･上腕複雑骨折、頚椎一部欠損等**

機械
回転部に近づかないと操作できない構造

機械
ガードやカバーが欠損したまま

作業
久しぶりの使用⇒整備不十分でうまく作動せず

環境　作業
寒い時期でヤッケを着用⇒裾が巻き込まれ

- カバーやガードの破損･欠損は速やかに補修（必要だからある）
- 作業着はフードや紐がなく、裾が締まるものを着用
- 作業中はできるだけ回転部から距離を取る

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.94～P.95

5)機械からの転落　(1)乗用トラクター

【事故の概要】 作業途中で休憩しようとトラクターの扉を開けていつも通り前向きで降りはじめたが、ステップから滑り落ち、地面に左肘を強打
⇒**左肩腱板断裂**

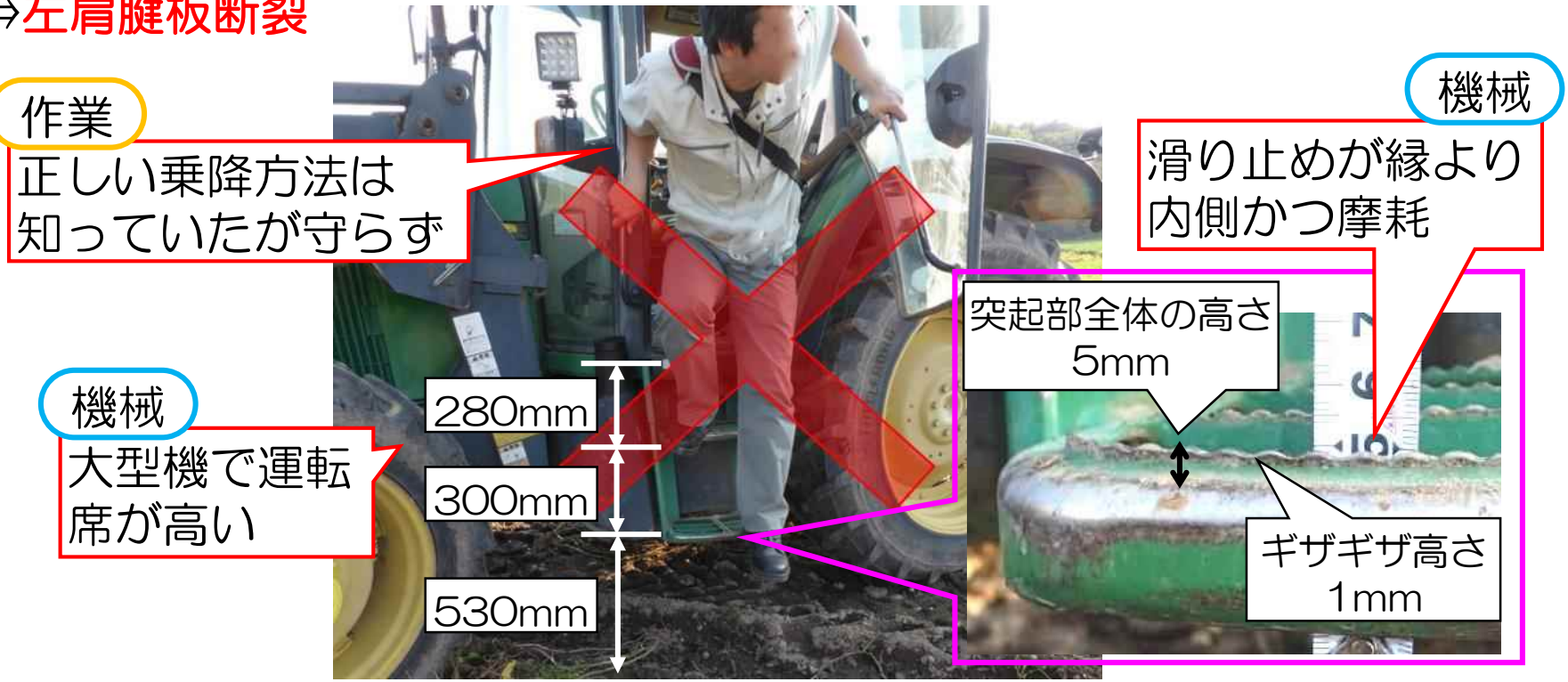

- ステップの滑り止めが減ってきたら補修･交換
- 乗降時は運転席側を見る姿勢で（はしご乗り、はしご降り）
- 乗降時の転落のためにも乗車時はヘルメット着用

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.96～P.97

5)機械からの転落　(2)トラック

【事故の概要】雨の中、トラック荷台にコンテナを積み込むため荷台上で作業していたところ、濡れた荷台で足が滑り、砂利敷の地面に転落
⇒**肋骨骨折、外傷性肺気胸**

環境
雨の中で作業（屋外）

機械
鉄板で滑りやすい

機械
重傷化に十分な高さ

作業
痛みを我慢して作業
翌日受診⇒骨折判明

- 荷台程度の高さからの転落でも重大事故になることを認識
- 悪天候時はスケジュールの組み直し、場所の変更等の検討を
- 負傷時は安易に自己判断せず直ちに受診（重症化回避）

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.98～P.99

6)道路上での自動車との衝突　(1)乗用トラクター

【事故の概要】日没の約30分後、ブロードキャスターを装着したトラクターで国道の車線左寄りを走行中、後ろから来た乗用車が追突。機体は押し出されて側溝に転落し、被災者は機体から投げ出され　⇒**全身強打、死亡**

環境

交通量多、見通し良
薄暮の時間帯、街灯少

作業　機械

低速車マーク等なし
反射板も作業機で片方
しか見えなかった？

作業　機械

シートベルト・
ヘルメット未着用

- 低速車マークや反射材で後方からの視認性を高める
- できるだけ交通量の少ない通りを選択し、暗くなる前に移動
- 移動時のシートベルト、ヘルメットの着用を徹底

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.100～P.101

7)刃による切られ･飛散物　(1)刈払機(キックバック)

【事故の概要】背負式刈払機で水田畦畔を草刈作業中、ほ場進入口付近を刈っていたところ、脇にあった盛り土に刈刃があたり、キックバックを起こして左足に接触　⇒**小指関節粉砕骨折･切創**

- 現場に適した機械（背負･肩掛、刃の種類等）と保護具を使用
- 正しい作業方法の習得と徹底（刈刃左前方1/3で刈払等）
- 障害物の事前確認、撤去できないものには目印

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.102～P.103

7)刃による切られ･飛散物　(2)刈払機(飛散物)

【事故の概要】肩掛式刈払機で排水路の法面の草刈中、雑草の中にあった鉄製のアングルに気づかず刈刃が接触し、欠けたチップが被災者に飛散
⇒**手首の筋肉内側までチップが食い込み手術で摘出**

環境　作業
暑さで腕まくり

機械　作業
飛散物防護カバーがない状態で作業

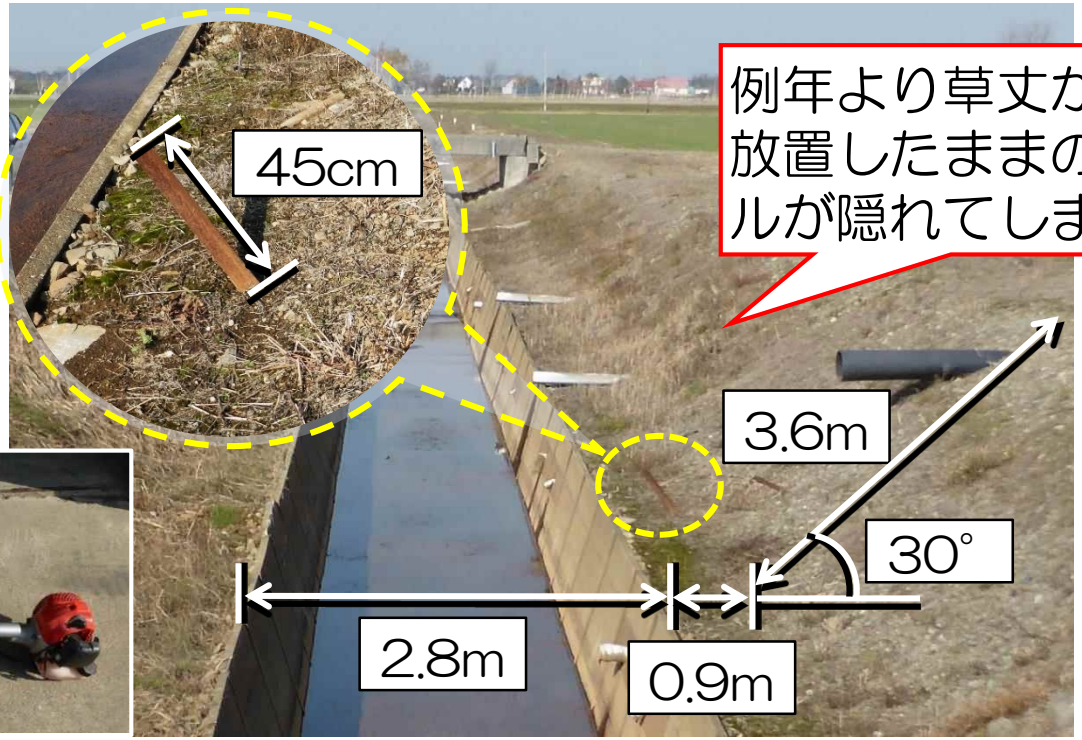

環境
例年より草丈が高く、放置したままのアングルが隠れてしまった

- 安全装備を正しく装着、使用
- 障害物の事前確認、撤去できないものには草丈より高い目印
- 適切な服装･保護具を着用した上で熱中症対策も徹底

２ 様態別にみた事故事例･原因･対策(農業機械編)

テキストページ P.104～P.105

7)刃による切られ･飛散物　(3)歩行型ロータリモア

【事故の概要】自走式畦畔草刈機で除草作業中、角の刈り残しが気になり、機械をバックさせながら刈ろうとしたところ、足が滑って転倒し、爪先が回転刃の防護カバーの内側に入ってしまった　⇒**しびれ、親指爪に内出血**

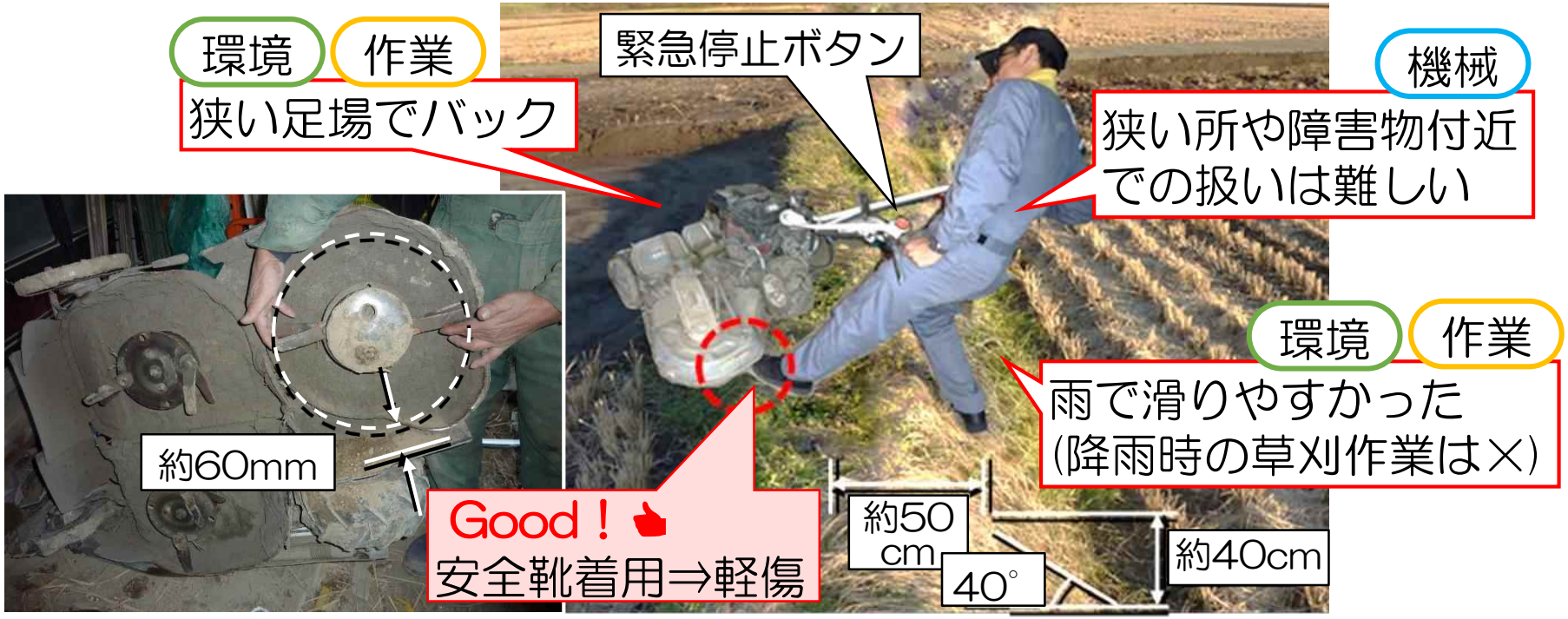

- 作業が難しい場所では無理しない（刈払機など別の方法等も）
- 適切な保護具を着用（事故の軽減化）
- こまめな休憩、複数人での作業も検討

3 様態別にみた事故事例の要因と対策(施設･用具･家畜編)

テキストページ P.106～P.107

1)熱中症

体温が上がり、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能が働かなくなったりして、体温の上昇やめまい、けいれんなどの症状を起こす病気です。予防と罹った場合の処置の理解を深めましょう。

● 対策例

水分補給はカフェインのない飲み物を。

熱中症にかかりやすい環境

気温が高い、湿度が高い
気温が低いが湿度が高い
風が弱い、日差しが強い
風通しが悪い
照り返しが強い
急に暑くなった

暑さ対策をしよう

3 様態別にみた事故事例の要因と対策(施設･用具･家畜編) テキストページ P.108

2)稲わら焼却中のやけど

★風向きを見て、風下側から着火しましょう。
★消火用の水を確保しておき、いざというときの準備(消火方法と、非常連絡方法)を確認してから、作業に取り掛かりましょう。
★晩秋のワラ焼きでは、ウィンドブレーカーを着て行うことがありますが、万一、着火したときに脱ぎやすい前開き(前ボタンや前ファスナー)のものを使用しましょう。素材もナイロン製のものは避けるとよいでしょう。ナイロン製では、もし着火したときにナイロンが溶け、素早く脱ぐことがむずかしくなり、やけどの程度が大きくなります。

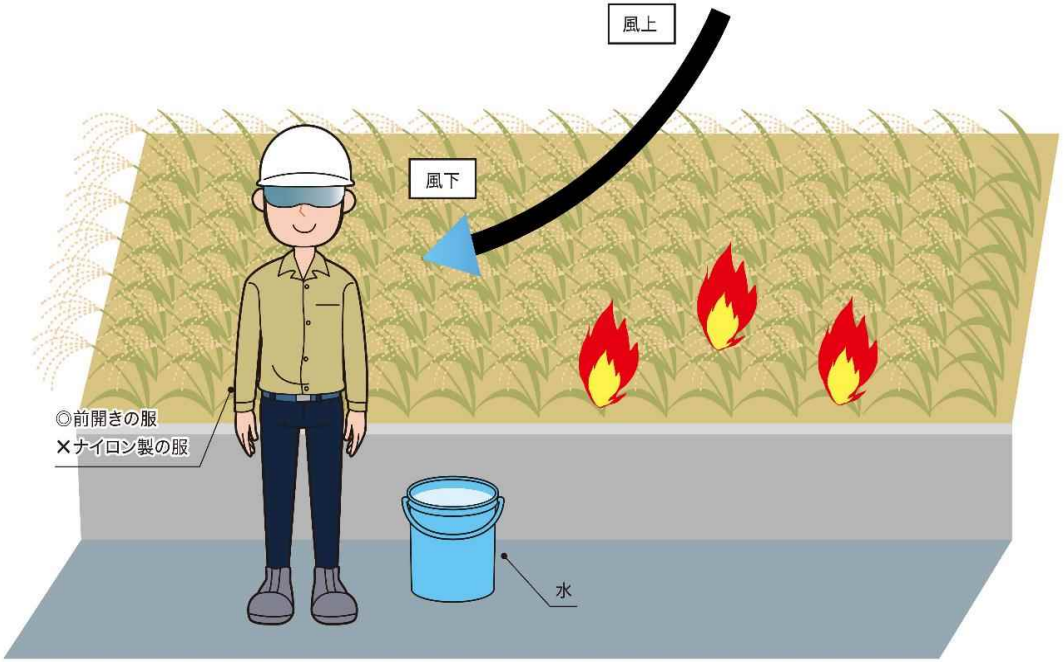

野焼き時はよく準備をして

3 様態別にみた事故事例の要因と対策（施設･用具･家畜編）

テキストページ P.109

3) 圃場・道路からの転落

路肩が崩れたり、軟弱圃場で足を取られたりしないような行動をしましょう。手元の道具で負傷することもあります。

予防対策の例

周囲の環境変化を感じ取る工夫をしましょう。

路肩が崩れ水路へ転落

斜面で転び滑り落ちる

靴に取り付け可能なスパイク

3 様態別にみた事故事例の要因と対策(施設･用具･家畜編)

テキストページ P.111

4) 高所からの転落

脚立やはしごの足場の安定を確認しましょう。
変形しているものは使えません。
開き止めを必ず使いましょう。
天板に乗ってはいけません。
届きにくいところは、
脚立などを移動して作業
しましょう。

脚立を立てるときはしっかりした足場に

３ 様態別に見た事故事例の要因と対策（施設・用具・家畜編）

テキストページ P.112～P.113

５）家畜によるもの

事故の発生状況

- 死亡事故件数は全国で年間１～４件だが・・・
- 北海道では家畜による負傷事故は年間700件前後発生
- 中でも牛が８割以上
- 都府県でも同様の事故が発生

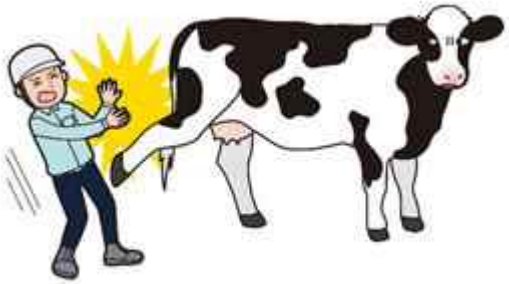

事故の概要

- 繋ぎ飼いでは搾乳時、フリーストール／フリーバーンや肉牛肥育では牛の移動時に多発
- 蹴られ、踏まれ、頭突き、柵との間への挟まれ
- 骨折や靭帯断裂等により数ヶ月の入院を要する事例も

３ 様態別に見た事故事例の要因と対策（施設・用具・家畜編）

テキストページ P.112～P.113

５）家畜によるもの

対策：牛の危険行動の主な要因は「ストレス」

➡ ストレスを与えない飼い方が重要

飼養管理方法

- 飼料の質・量
- 牛の扱い方
- ゆとりを持った作業、等

牛舎環境

- 牛床やマスの寸法、飼養密度
- 敷料の適否
- 清潔、換気、温湿度、照度、等

改善

- 乳量・増体量、繁殖成績の向上
- 疾病の減少

収益の向上

安全と収益の向上は両立する！

その上で、危険回避行動を励行、保護具を着用

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.116

自ら好んで危険な行動をする人はいないが・・・

➡「人はミスをする動物」

✕「私は事故を起こさない」

↓

「いつか事故に遭うかもしれない」

「だから、備えておこう」

基本

安全装備の意味を理解し、有効に活用する

取扱説明書はいつでも読める場所に保管しておく

見様見真似ではなく、基本操作を正しく学ぶ

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.116～P.117

1）乗用トラクター

- 安全フレーム・キャブのついたトラクターを使用
- シートベルトを装着
- ほ場から退出するときは、左右ブレーキの連結を確認

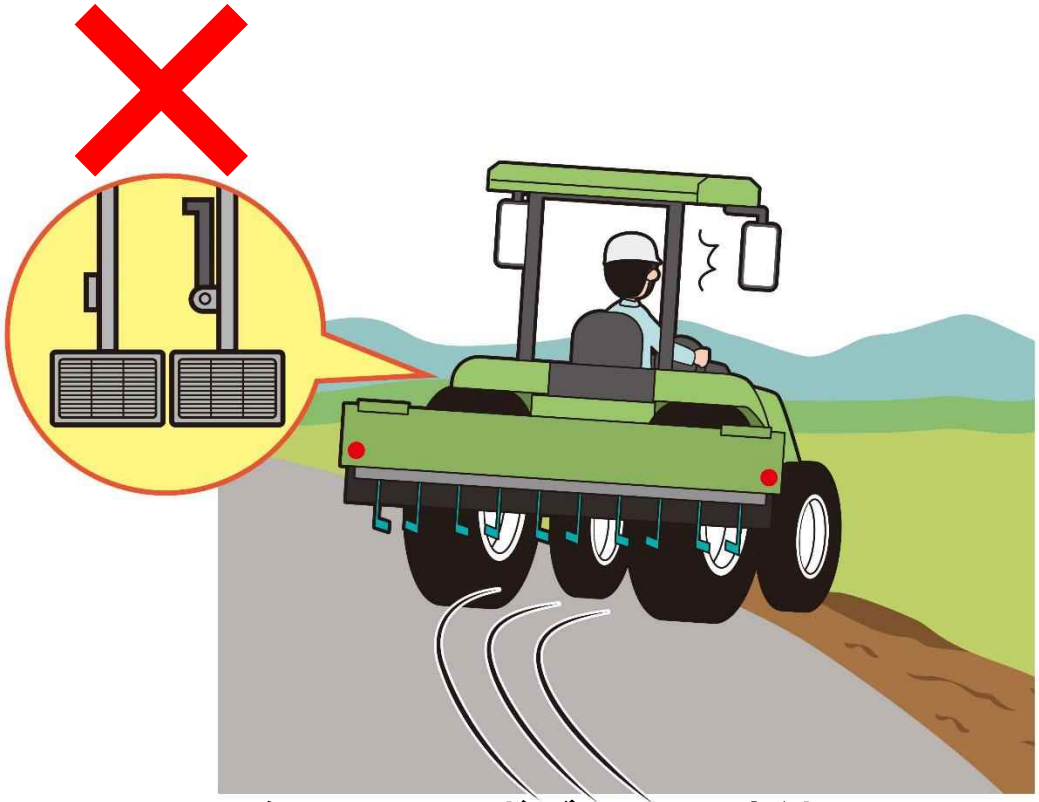

路上では必ずブレーキ連結

安全フレームを倒したままの
移動は危険

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.118

2)歩行用トラクター

- 後退発進時はエンジン回転数を下げ、クラッチはゆっくり
- 堅いほ場での耕うんは、ダッシングを防ぐため、始めは浅く耕し、数回に分けて徐々に深く耕す
- トレーラーをけん引して旋回するときはクラッチ操作ではなくハンドルを操作

後退時に支柱等に挟まれる

堅い地面でのダッシング

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.119

3)農用運搬機

- 乗車しての公道走行はできません
- 歩行型では乗車運転はできません
- 荷台がダンプできるものの点検時は、荷台の落下防止措置が必須

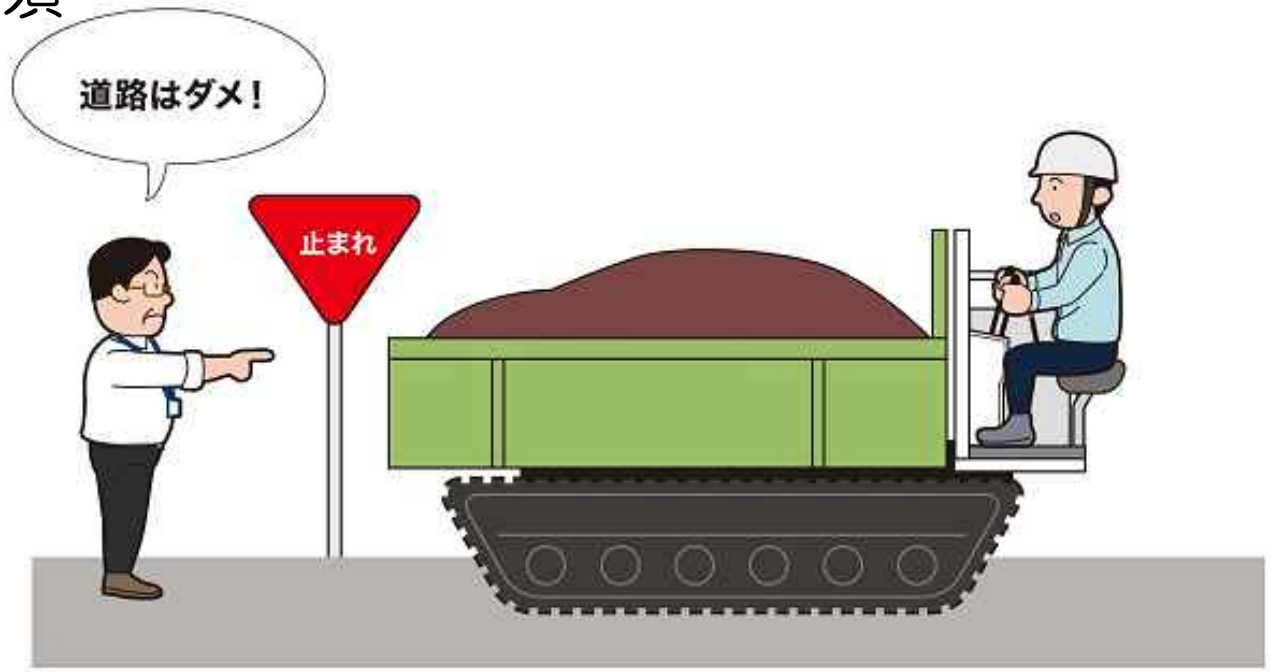

簡易座席タイプは道路上乗車禁止

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.120

4) 田植機

- 補助作業者を機体前部にしがみつかせての田からの退出は厳禁
- 動いている植え付け爪には触らない
- 苗の受け渡し時は足元の安定を確認

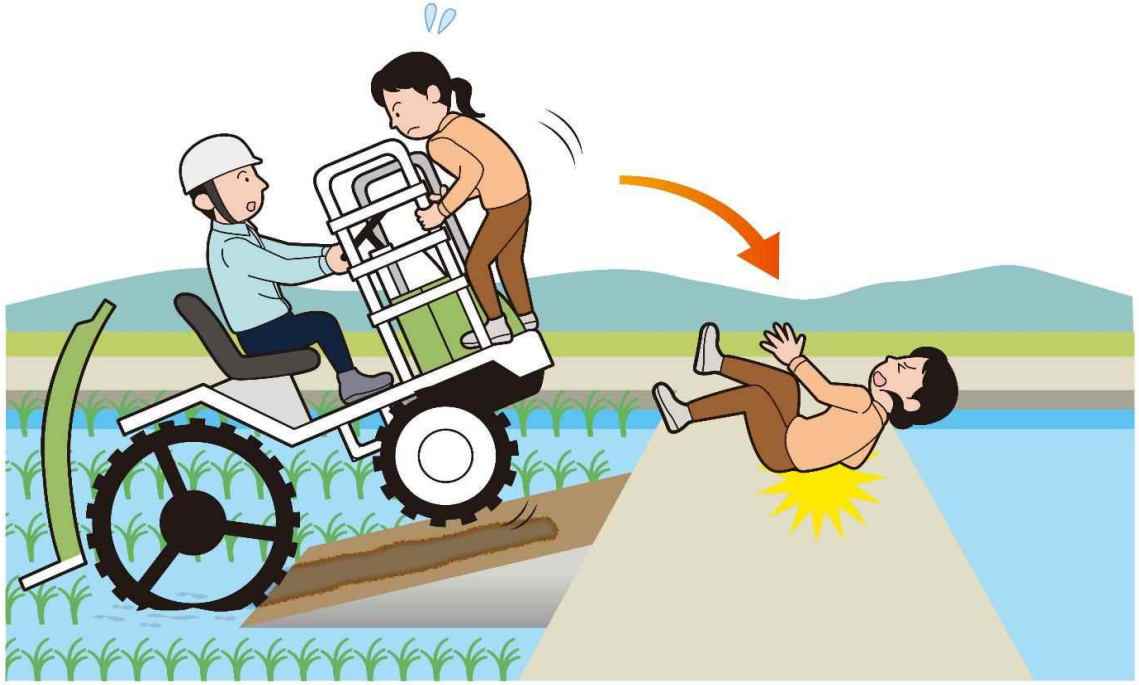

奥様を重しにするのはやめて

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.121

5) 防除機

- 農薬に被爆しないような服装と保護具を使用
- 風下から風上に向かって散布
- 速度の出しすぎや急旋回は控える

保護具・服装を整える

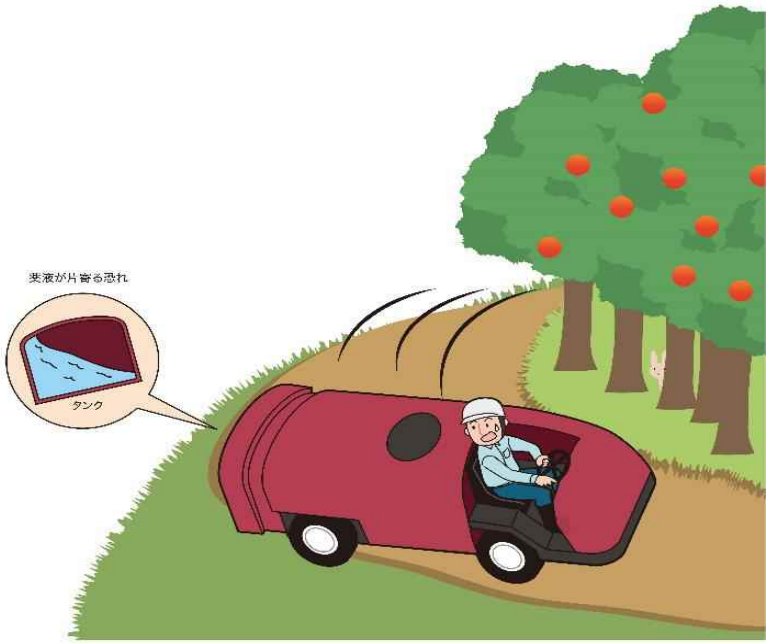

カーブで薬液が片方に寄ることが

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.122～P.123

⑥刈払機

- キックバックや飛散物の飛来、草詰まりを避けるため、正しい方法での作業を励行
- 飛散防護カバーは正しい位置に取り付ける
- ゴーグル・保護面、ヘルメット、安全靴、防振手袋等は必須
- 詰まったときは必ずエンジンを停止

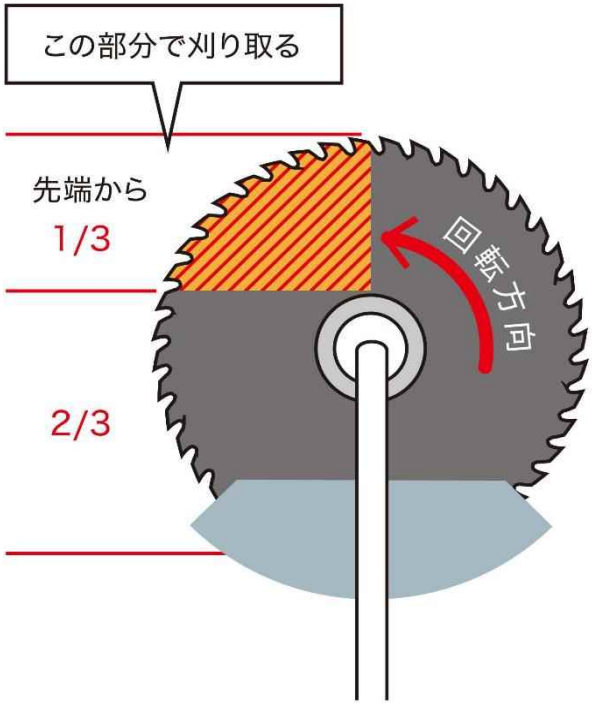

固いものにあたるとキックバック

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.124

7) 収穫機

- 補助作業者の位置確認と、連携合図を確認
- 点検・整備・清掃時は必ず機械を停止
- コンバインでの手こぎ作業時は手袋を外す

死角に人がいる場合が…

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.125

8)農用高所作業機

- 凹凸がない平坦な場所だけで作業
- 移動時はデッキ/ブームを下げる
- デッキ式では命綱を使用

地面に凹凸がないところで用いる

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.126

9) 単軌条運搬機(モノレール)

- 非乗用型は人の乗車は不可
- 乗用型でも運搬台車への乗車は不可
- ブレーキ・レール・支柱の定期点検を実施

非乗用型は乗るように出来ていない

1 農業機械の安全な使い方

テキストページ
P.127

10) 茶摘採機

- 乗用型は、前後方向に転倒しやすいので、勾配を整備
- 可搬型は、二人の意思疎通を図って作業
- 携帯型は、どちらかの手を離すと刈刃が停止する安全装備があることを正しく理解して使う

茶園は段差も多い

合図を決めておく

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.128～P.129

1)乗用トラクター（安全キャブ・フレーム）

○　安全キャブ・フレーム（ROPS）は転倒・転落から運転者を保護するために装備

○　ROPSが装備されていないものを使用している場合は、トラクターの買い換えやROPSの後付け（可能な場合）するなど、**ROPSが装着されたものに乗ることを検討**

○　ROPSはシートベルトとセットで運転者を保護することから、**シートベルトは正しく着用**

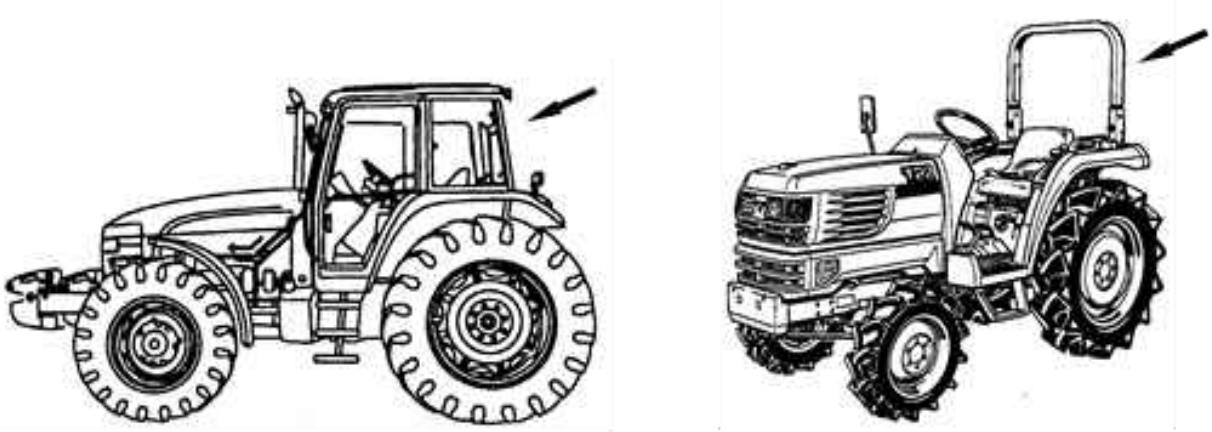

安全キャブ・フレーム

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.128～P.129

1)乗用トラクター（片ブレーキ防止装置）

- 左右のブレーキペダルを連結せず、走行中誤って片方のみ急ブレーキを踏むと思わぬ急旋回が生じ、転落転倒の重大死傷事故につながる可能性

- それを未然に防止するため、片ブレーキ防止装置を装備

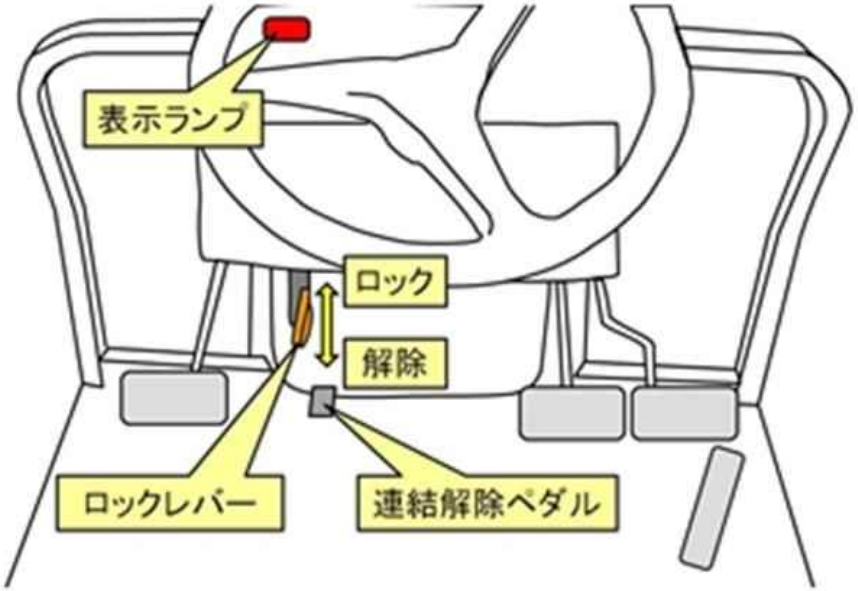

- 外車や旧車は、従来の手動で連結ロック金具を操作するタイプ

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.130～P.131

2)歩行用トラクター（挟圧防止装置）

- 後進する機体と壁や柱などの間に作業者が挟まれた場合、自動的にエンジンを停止させる、もしくは走行部への動力を遮断する装置

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.130～P.131

2)歩行用トラクター（デッドマン式クラッチ）

- クラッチレバーを握っている間は動力が伝達され、手を離すとクラッチレバーが自動的に戻って動力が切れる構造のクラッチ

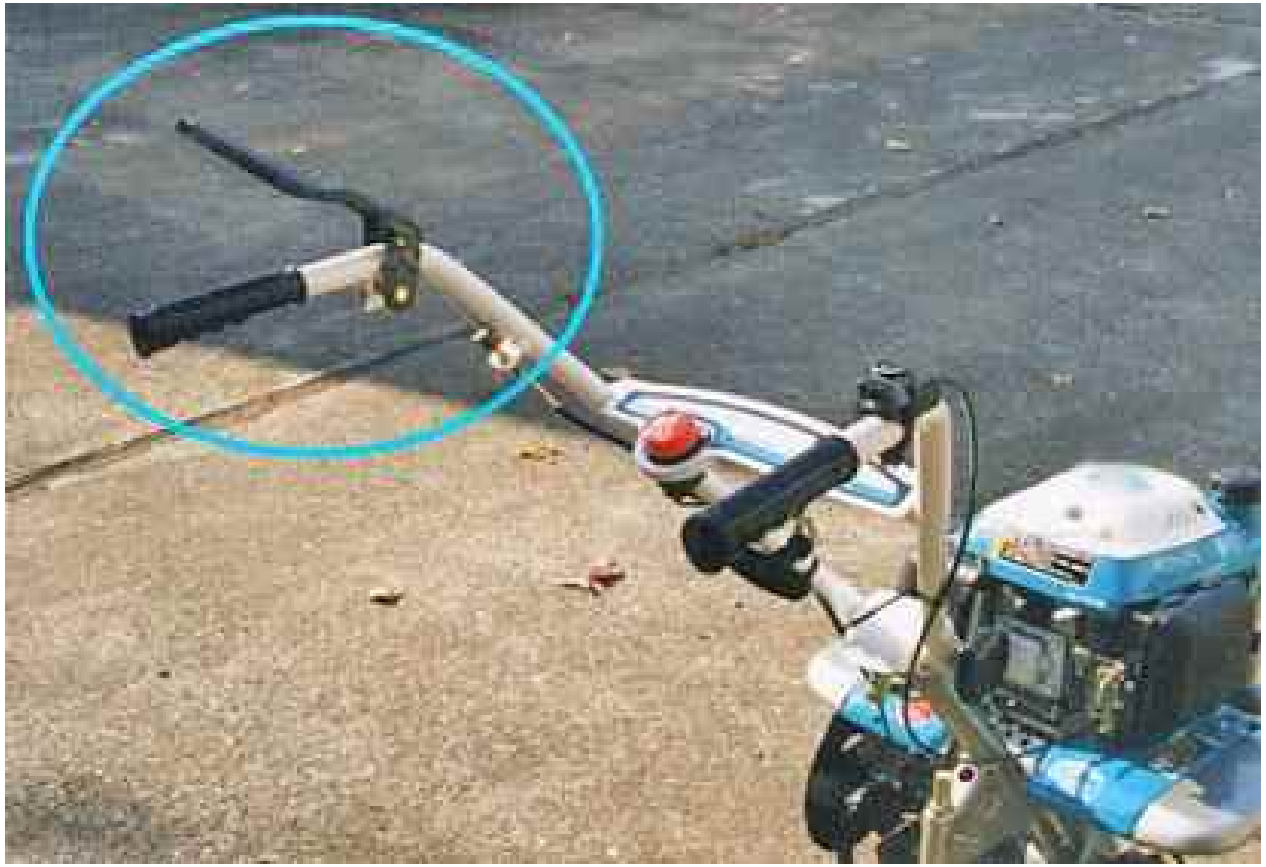

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.131～P.132

3)①自脱型コンバイン（手こぎ作業時緊急停止装置）

- 手こぎ作業時のフィードチェーンへの巻き込まれに備え、エンジンの緊急停止装置を装備
- 重傷事故をさらに低減するため、農研機構では「自脱型コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置」を大手4社と共同開発、実用化

手こぎ作業時緊急停止装置

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.132

3)② 刈払機（動力遮断装置）

- ハンドルから片手を離すことで、エンジンから刈刃への動力を遮断することができる構造のスロットルレバー
- 作業中に転んだり、キックバックが起きた場合に、刈刃の回転を即座に止める刈刃ブレーキを装備した刈払機もあり

動力遮断装置

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.133～P.135

4）ロボット農機・自動化装置付き農機の安全

(1)ロボット農機や自動化装置の種類

①**メカトロ**技術でソフトの入替えやセンシング情報によって**高度で多彩な自動制御**が可能に。

②おかげで自動運転、ロボットトラクター、ドローン、高度なアシストスーツなど実用化。

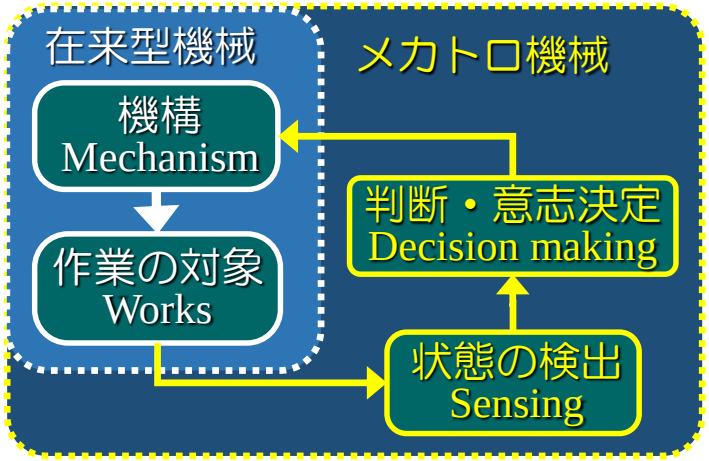

③**高度で多彩な自動制御。**

⇒機械の動きを「予期できず」、「パニック」のリスク。

④ロボット等による事故情報は未だ集約・分析の途上。
今後普及が進めば事故が顕在化するかも。
その前に想定しうる安全対策を実施すべき。⇒使用者は取扱説明書熟読+メーカーによる講習受講+自動化動作を確認のため安全な場所で運転練習。

２ 農業機械の安全装備

P.134～P.136

４）ロボット農機・自動化装置付き農機の安全　(1)(2)

①　走行部の自動化が中心、自動化を分類（テキスト参照）

注意：**自動車における運転自動化レベル0～5とは異なる**

②レベル0～1の安全。ここまでの一般的な基準等で対応

③レベル2～3の安全

第一に運転者や作業補助者、他者の侵入等の**人との接触**

第二に機械の**ほ場外への飛出し**、交通事故を誘発、のリスク

機械的安全確保策

人を検出：TVカメラ、超音波センサー、赤外線センサー、レーダー、Lider、など、ただし未だ**完璧ではない**。

ほ場外への飛出し：GNSS等の航法装置で検出。ただし航法装置が**故障していないことが条件、多重安全の観点**から接触センサー等を併用

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.136（P.133）

4）ロボット農機・自動化装置付き農機の安全

⑵安全装備、安全確保

③飛行体（無線操縦ヘリ、ドローンなど）

特徴・背景：地上の車両は**2次元**移動。飛行体は**3次元+ヘッディング**（機体の向き）⇒操縦者は計4つを制御、運転は地上の移動体に比べてはるかに難。

⇒高度、速度、ヘッディング等**単一機能の自動化**に始まり、GPSや慣性計測装置を備え、ほ場一面を自動的に飛行する自動操縦が一般化　⇒ドローンの普及。

安全確保のための**規制**：**航空法**123条の小型無人航空機は、1-空港等の周辺上空、2-人口集中地区、3-　地表や水面から150m以上の高さで飛行させる場合は、地方航空局長等に申請、国土交通大臣の「許可」が必要。
+R3.6.1より「許可」が得られても「緊急用務空域」の飛行は禁止。

さらに**農薬散布**は、国土交通大臣の承認が必要な「ルールによらないケース」のうち、「危険物輸送」及び「物件投下」に該当。**許可申請が不可欠。**
農水省「**無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン**」、国土交通省「**無人航空機飛行マニュアル**」も参照のこと。

２ 農業機械の安全装備

テキストページ
P.137（P.134）

４）ロボット農機・自動化装置付き農機の安全

⑶農業機械の自動走行に関する**安全性確保ガイドライン**

（テキスト末尾参照）

①目的：「**ロボット農機**」の安全性確保。安全性確保の基本的な**考え方や関係者の役割等を定めた指針**。

②適用範囲：ロボット農機に使用者が乗らず、自動走行（使用者が監視）、屋外ほ場等の開放系で農作業に用いるロボット農機。さらにロボット農機の設計、製造、輸入、販売、設置、管理、使用及び修理の各段階を対象。

③修正：ロボット技術は**途上段階**　⇒新たなロボットの開発等に応じて**修正**。

内容：まずリスクアセスメント⇒保護方策を立案⇒リスク低減効果の検証、を反復し、許容可能な程度にリスクを低減。+多重的で余裕のある保護方策（多重安全）を講ずる。製造者には利用者の訓練の実施を義務づけ。

２ 農業機械の安全装備

テキストページ
P.139

5)農業機械の安全性検査

　ISO/IECなどの厳格な国際安全規格との整合性を積極的に図りながら、より安全な農業機械の普及をグローバルに推進することを目的に農研機構が実施している制度

これまで行われてきた農機具の検査等に関してはテキストを参照

２ 農業機械の安全装備

テキストページ
P.139

5)農業機械の安全性検査

(1)検査の種類

現在、以下の3種類の検査を実施

①安全キャブ・フレーム検査

農用トラクター（乗用型）、農用運搬機（乗用型）及び座席を有する圃場内運搬機を対象、運転者を防護する安全空間を確保するための強度の有無を確認

②安全装備検査

すべての農業機械を対象、安全装備の有無、機能・性能について基準に照らした適合性を確認

③ロボット・自動化農機検査

ロボット農機や自動化農機に装備された先進的な機械・装置の安全性等を確認

2 農業機械の安全装備

テキストページ
P.141

5)農業機械の安全性検査（**安全性検査合格証**）

安全性検査に合格すると安全性検査の基準に適合した証として下記のような合格証票を機体に貼付することが可能。証票には適合する検査基準と段階評価の★が明記。

（★：基本ランク　／　★★：上位ランク）

３ 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.144～P.145

１）作業環境改善の考え方と改善事例

- 環境的要因は事故発生前から存在している場合が多い

➡事前対策によりヒューマンエラーがあっても重大化を防止

➡作業もやりやすく、効率化する効果も

３ 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.144～P.145

１）作業環境改善の考え方と改善事例

５Ｓ（整頓・整理・清掃・清潔・躾）のすすめ

作業のムリ・ムダがなくなる

➡ 作業にゆとりが生まれ、作業が効率化

➡ 安全性の向上、生産性の向上＝収益の向上

どちらの方がわかりやすいですか？

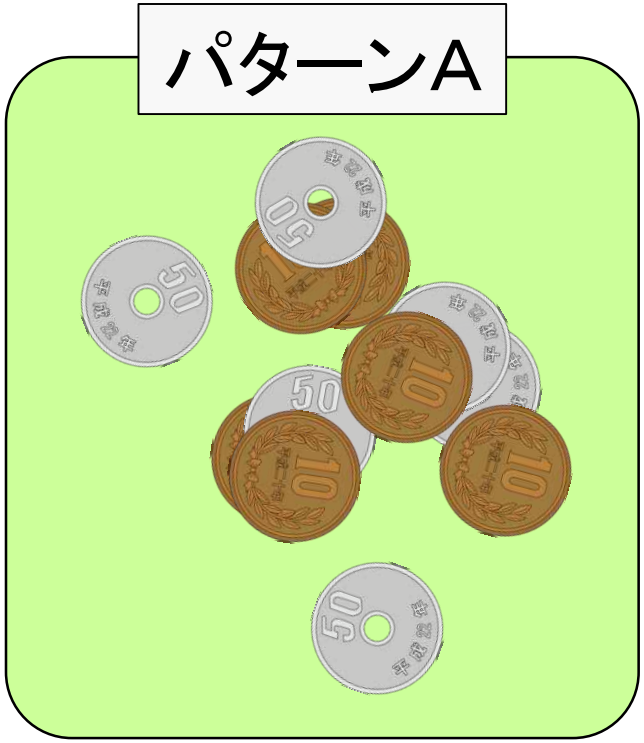

３ 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.146～P.147

２）安全管理体制の考え方

１．まず、事故の実態を知り、正しく怖がる

GAPと同じ考え方

２．できることを考え、行動する

- 機械、環境、人に潜む危険に気付き、全員で共有
- 危険を改善する、行動のルールを作る
- ルールを理解し、実践してみる
- ルールの不具合を改善して、再度やってみる

これを営農が続く限り繰り返す（安全にゴールはない）

基本的な考え方を理解すれば、状況の変化にも対応可能

３ 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.146～P.147

「つい、うっかり、まあいいか」を克服するためには

（例）作業中、機械にゴミが詰まったとき

Ａ．エンジンを止めて取り除く

Ｂ．エンジンを止めずに取り除く

- 作業時間はどれだけ違うか？
- その差は一日の作業にどの程度影響するのか？
- 手が巻き込まれたら、どうなる？➡思い出してゾっとする
- 事故の危険と引き替えにする価値があるのか？

グループ討議あるいは自問自答で深掘りして、理由を納得する

↓

腑に落として自分のルールにする

＝ルールだから従うのではなく、納得しているから実践する

3 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.150～P.162

3)農作業に相応しい服装・必要な保護具

- 作業の内容に応じて、適切な保護具を使う。
- 肌のむき出しは避ける。
- 保護具は慣れてしまえばなんともない。

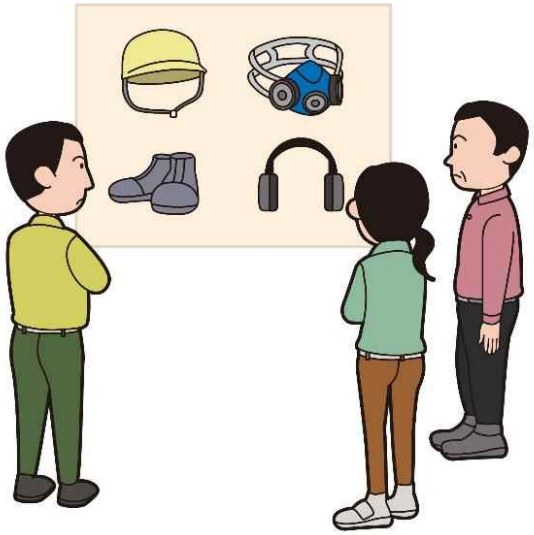

作業に応じた保護具を

共同防除のような作業では
リーダーが使い方と装着方法を説明する

服装・保護具は作業の基本

3 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.150～P.162

4)一人作業での安全確保

- 必ず携帯電話を持つこと。ただし、圏外になることも。
- 首からストラップで下げると、時には危険も。
- ホイッスルも有効。
- 作業場所と内容を基地の掲示板に書いておく。

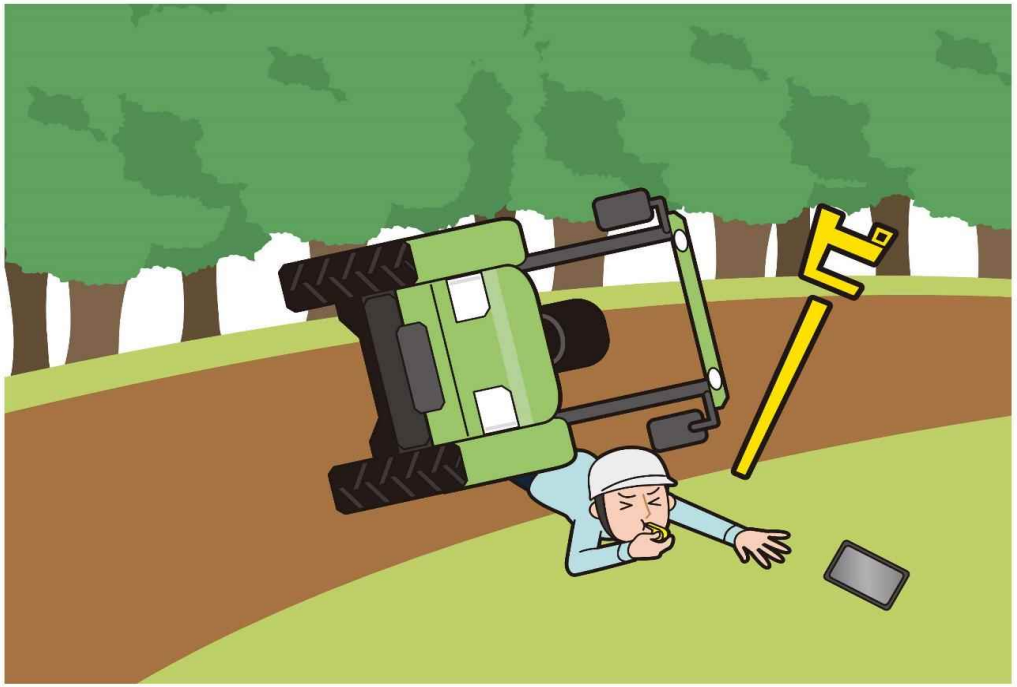

携帯に手が届かない場合
でもホイッスルがあれば…

3 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.150～P.162

5)組み作業での安全確保

- 補助作業者は機械の死角に入らないこと。
- 夫婦でも「黙っていても分かるはず」はありません。
- 草刈り作業では、5m以内には立ち入り禁止、第三者は15m以上離れること。

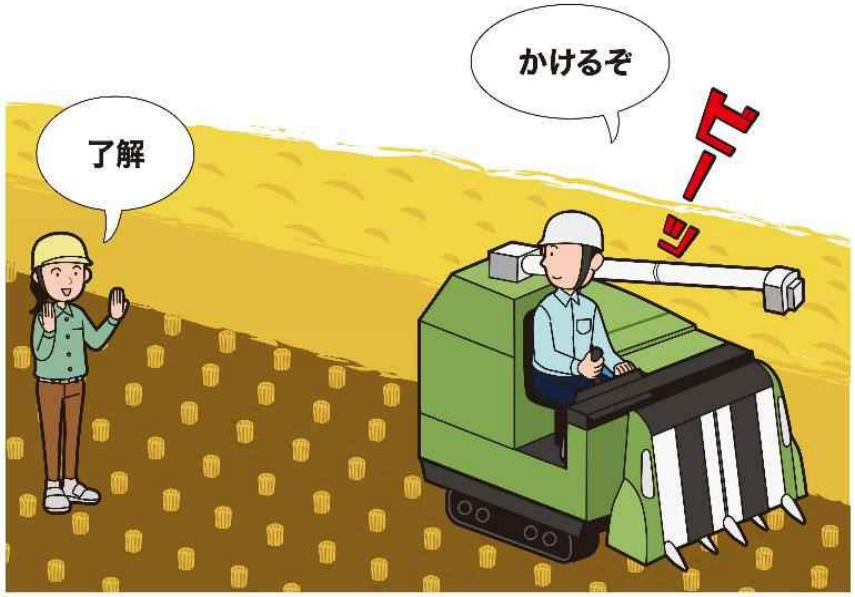

始動時には声かけの習慣を

刈払機は特に接近を気付かせる

3 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.150～P.162

7) 労災保険に加入しよう

- 労使関係が成立すれば加入は必須です。
- 自営であっても特別加入できる制度があります。
- 労働災害には健康保険が使えないことがあります。

強制加入の場合はもちろん
任意の人も労災保険に入ろう

詳しくは第2章を参照のこと

３ 作業環境と安全管理体制の改善

テキストページ
P.154～P.155

８）ＢＣＰの検討

● 緊急事態（自然災害も含む）発生時の運営方針を決めておく

許容される範囲内に、重要な作業を復旧させるために・・・

- どの程度の遅延を許容するか
- どの作業を優先するか
- どうやって被害を軽減するか
- 誰が、どういった順序でどのような対応をするか

これがＢＣＰ（Business Continuity Plan＝事業継続計画）

策定のメリット：経営のあり方を見直せる

- 万が一を不安に思ってマイナス思考でいるよりも、
  備えてプラス思考に
- 事故が起こらないことを前提とした綱渡り経営から、
  事故があっても乗り切れる盤石経営へ

４ 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.156～P.157

1)農業者を対象とした講習の形態別特徴

【従来型研修】・・・いわゆる「教室形式」
メリット：大勢に対応可能
デメリット：話が一方通行、理解度の確認が難しい
➡多くの人に「事故の怖さ」「危険の身近さ」を知ってもらう機会として活用
☆事故事例等を中心にビジュアルに工夫、印象に残す

【対話型研修】・・・参加者同士の「意見交換・アイデア共有」
メリット：受講者も発言、具体的な気づきにつながる
デメリット：１回あたりのテーマと人数が限定される
➡自分たちで考えた「具体的な対策」の実行につなげてもらう機会として活用
☆講師というより進行役（ファシリテータ）
☆参加者自身に考えてもらうことが第一

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.158～P.159

2) 対話型農作業安全研修ツールを用いた研修

活用マニュアル／ヒヤリハット経験の事前調査票／
事前調査票の各項目に対応した改善策一覧表で構成

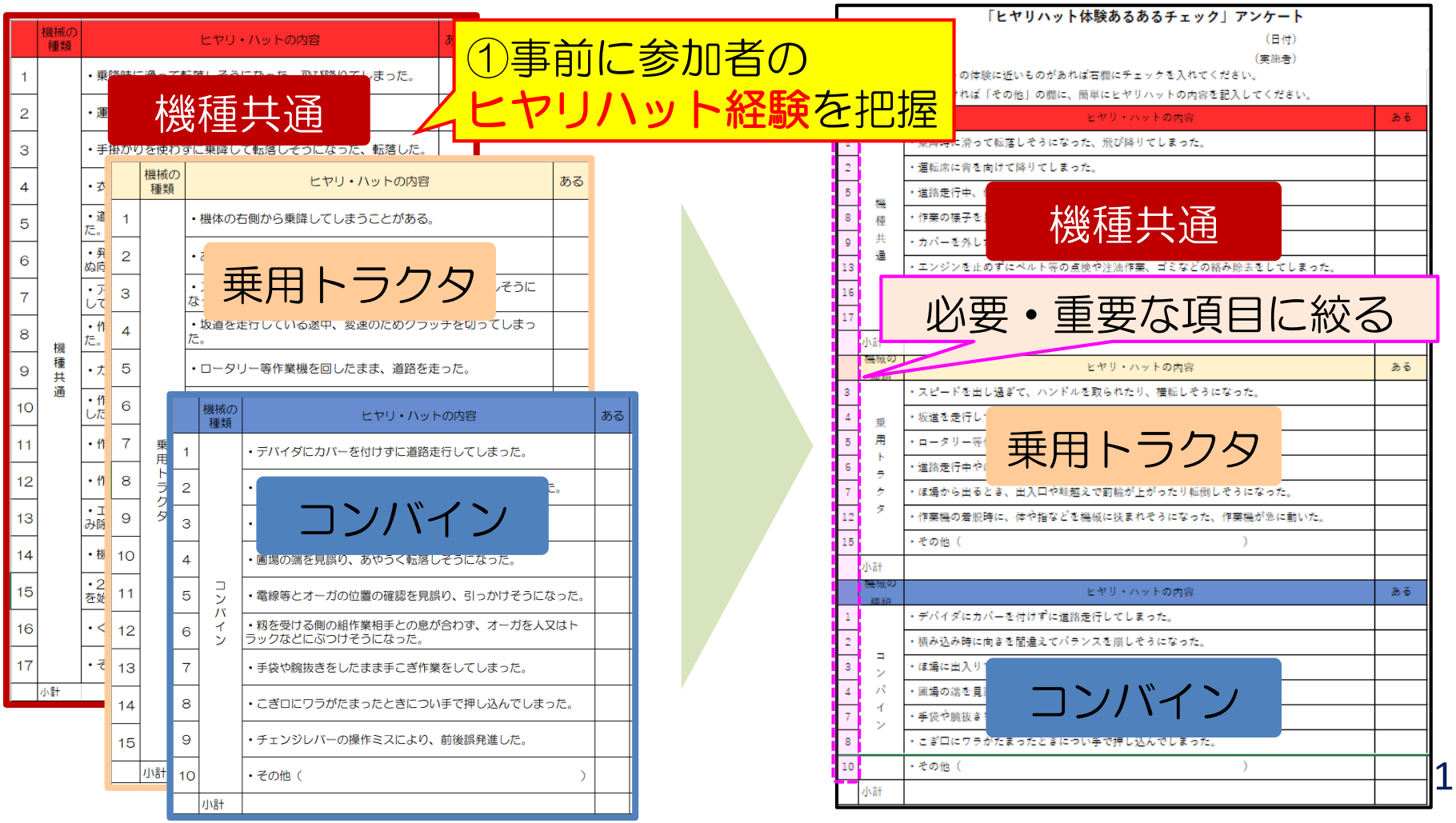

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.158～P.159

2) 対話型農作業安全研修ツールを用いた研修

②実際に起きている**ヒヤリハット経験**を基に研修内容を重点化し、対応した**改善策**を事前に確認

機械、**環境**、**作業方法**に分けて具体的な改善を例示

＜乗用トラクタ＞

時系列	No	想定される事故形態	ヒヤリハット事例	機械・用具・装置	作業方法や安全管理体制	作業環境	備考	参考
乗降時	1	人の転落・転倒	機体の右側から乗降してしまうことがある	安全キャブ付の場合は右側のドアをロックしておく	乗降は左側から行うことを徹底する	左側から乗降できるようなスペースを確保する	・乗用トラクタは進行方向左側から乗降する ・右側には、アクセルレバーエンジンがかかっていた場合にはレバーが動いて暴走し、振り落とされる、追突するなどの危険性がある	
				ヘルメットを着用する	降車時は原則停止する 最低限変速レバーをニュートラルにしてブレーキをかける			
					乗降時に操作レバー等に引っかからないよう、正しい服装（裾を留める、首タオルをしない等）を徹底する			
	2	機械の転落・転倒	あぜ道の境目が分からず、あやうく転落しそうになった	安全キャブ・フレーム付トラクタを使用する	事前に通行する道路をチェックする	路肩がわかりやすくなるよう、頻繁に草刈りを行う	・2柱式フレームの場合は、シートベルトを装着していないと投げ出されるため、必ずシートベルトを装着する ・ヘルメットを着用するしておくことで、頭部へのダメージを防げる	※１：ほ場進入路は、田面からの高さが30cm以上でほ場との間に水路がある場合には、必要な幅（トラクタでは4m）、勾配が12°以下であること（特定高性能農業機械ガイドライン） ※２：田面への進入路の勾配は12°以下、4m以上の幅員が望ましい。侵食等の影響を踏まえて必要な強度が維持されるよう留意。農
				2柱式フレームを立てる	当日の走行経路や作業工程を確認する、メモを事前に作る	崩れた路肩を整備する		
				シートベルトを装着する	ほ場の進入・退出路を点検する※１、２	勾配を緩くする※１、２、３、４		
				ヘルメットを着用する	退出路に入る前にブレーキを連結する	ガードレール、路肩にポール、注意標識などで危険箇所を明示する		

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.158～P.159

2)対話型農作業安全研修ツールを用いた研修

労働安全の専門家（後述）も活用

③ヒヤリハット経験と改善策を基に参加者との対話で意見や発案を促す
⇒自発的・実効的な共通目標を作成
（他の具体的事例は7)で紹介）

皆も危険な経験あるんだね･･･

梅は剪定次第で脚立転倒やSS挟まれも防げるのでは？

脚立で横向き作業は危ないよね。

事故時にすぐ助けてもらえる方法も考えないと。

全国農業改良普及支援協会ウェブサイトより

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.158～P.161

3)労働安全衛生の専門家の活用

労働安全衛生コンサルタント
建設業や製造業等、他産業における職場の安全衛生水準の向上を図る国家資格を有する安全衛生の専門家

⇒さらに農業に関する知識を得る指導者養成講習会を受講した「農作業安全アドバイザー」が全国に登録
農作業安全研修会の講師や現地検討会の委員等に活用可！
（名簿は全国農業改良普及支援協会サイトで公開）

4)活用できる教材等

素材はウェブでもたくさん見つかる！
農林水産省、日農機協、農研機構、自治体、JA、農機メーカー･･･
⇒5．参考資料「主要関係ウェブサイト一覧」を参照

4 農作業安全への取り組み

テキストページ P.161

5) 現場改善への取り組み

詳細調査・分析から見えてきた要因

見慣れた作業環境
狭い周囲、障害物、
急斜面、暑熱・・・

見慣れた作業・管理
エンジン非停止、手袋着用、
一人作業、打合せ不足・・・

見慣れた機械・施設等
安全装置なし、カバーなし、
点検不十分、古い・・・

これまでは
気をつけましょう
で終わって
いなかったか？

これから必要なのは現場の改善＝変化
具体的な仕組みづくりにつながる取組を！

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.162～P.163

6) JAが主体となった取り組み事例：JAえちご上越

事故が営農組織の存続（⇒地域農業の存続）を脅かすと認識 ➡
各種研修、資格取得 ➡ 各法人に安全管理者を養成 ➡ 具体的改善

☆管内のある農業法人：はじめは･･･指示事項を読んでもらうだけ

➡ 危険予知（KY）活動を開始・・・

- 作業ごと、作業員ごとに危険と改善案を報告
- 改善方法を決め、指示を共有
- 取組後に反省点等を共有、次につなげる

JAえちご上越研修会資料より

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.164～P.165

7) 行政が主体となった取り組み事例：鳥取県 対話型研修

- 普及指導員が進行
- 対象生産法人でのヒヤリハット経験と農機の状況を確認・共有
- 専門家も交えて問題点の洗い出しと現実的な改善策を話し合い
- 普及指導員の協力のもと改善策を整理、法人で実践

全員で機械や作業・保管場所を確認

ヒヤリハット経験や現場確認での気づきを共有

全国農業改良普及支援協会ウェブサイトより

トラクタ、コンバインに反射テープ

【改善例】

刈払機の安全な保管場所を整備

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.166～P.167

7) 行政が主体となった取り組み事例：群馬県 対話型研修

- 普及指導員が進行
- コンバインの整備研修（機械安全の確保）とセットで実施
- 専門家も交えてヒヤリハットの共有と現実的な改善策を話し合い
- 普及指導員の協力のもと改善策を整理、法人で周知・実践

整備研修とセット
（企画力は大事）

ヒヤリハット経験
に基づき改善策を
話し合い

【改善例】

対象法人での安全
目標を作成、周知

私たちの農作業安全宣言

農事組合法人　ふじおか

農作業事故“0（ゼロ）”を目指します。

ングを行い、1日の作業計画の確認と危険な作業箇所について情報共有します。

・始業前に作業機の点検を行い、異常箇所があれば速やかに修理・整備します。

・トラクタ運転時には、シートベルトを締めるとともに、ヘルメットの着用を励行します。降車時は前向きに降りないようにします。

・道路走行時には、周辺に気を配り、歩行者や人とのトラブルに配慮します。

教育を受講するなど、安全な使い方を習得しま

や農業者に対しても積極的に情報共有し、地域農業の発展に努めます。

全国農業改良普及支援協会ウェブサイトより

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.168～P.169

7) 行政が主体となった取り組み事例：網走普及セ 改善啓発

- 普及センターで家畜事故の調査研究チームを立ち上げ
- 管内の事故状況、酪農家のヒヤリハットや具体的対策の事例を調査
- 成果を踏まえて啓発資料を作成、地域運動（後述）と連携して普及

【改善例】

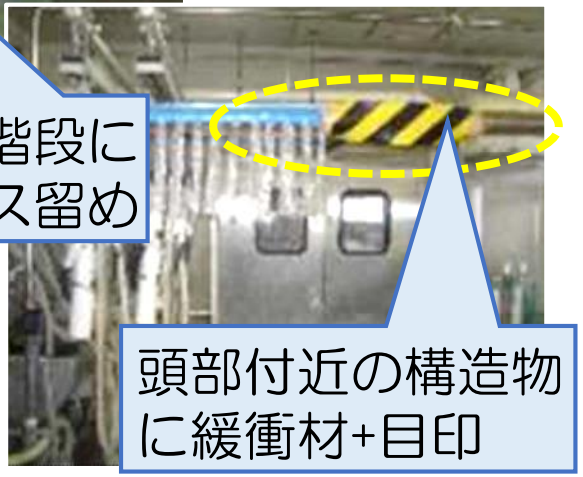

「家畜農作業事故発生防止リーフレット」「家畜労働安全のすすめ」より

4 農作業安全への取り組み

テキストページ
P.170～P.171

8) JAと行政の連携による取り組み事例：オホーツク地区

- 地域のJA、ホクレン、振興局、普及センター（前述）が連携してR2より3年間を「農作業事故ゼロ推進キャンペーン」と位置づけ
- フォーラムを皮切りに様々な情報発信や「事故ゼロ宣言」「安全宣言カード」、JA職員のラジオCMでの呼びかけ、各JA単位での安全啓発等の企画を次々に実施
- 「生産者自らが考え、声を上げ、取り組む」姿を目標に活動

青年部協議会長による安全宣言

安全宣言カード2万部配布

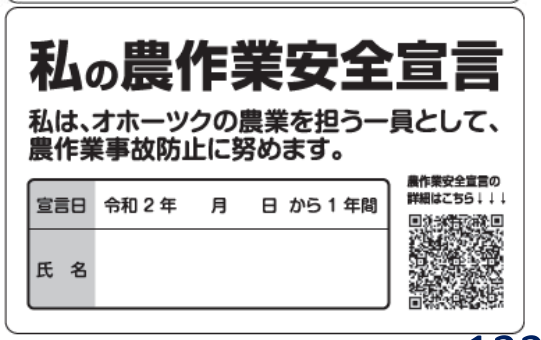

各JAでの参加型の農作業安全活動

JA職員によるラジオCMでの呼びかけ

4 農作業安全への取り組み

テキストページ P.172

9) GAPでの取り組み事例：(有)新福青果

- GAP認証取得をきっかけに、様々な安全対策の取組を強化
  例）トラブル発生時の対応手順をルール化
  個々の判断でなく皆で初動対応⇒その後事故報告書作成
  ⇒上司が再発防止策を追加⇒全体で情報共有
- 現在は社内の事故以外の情報も共有し、未経験の事故の予防に向けた取組も実施

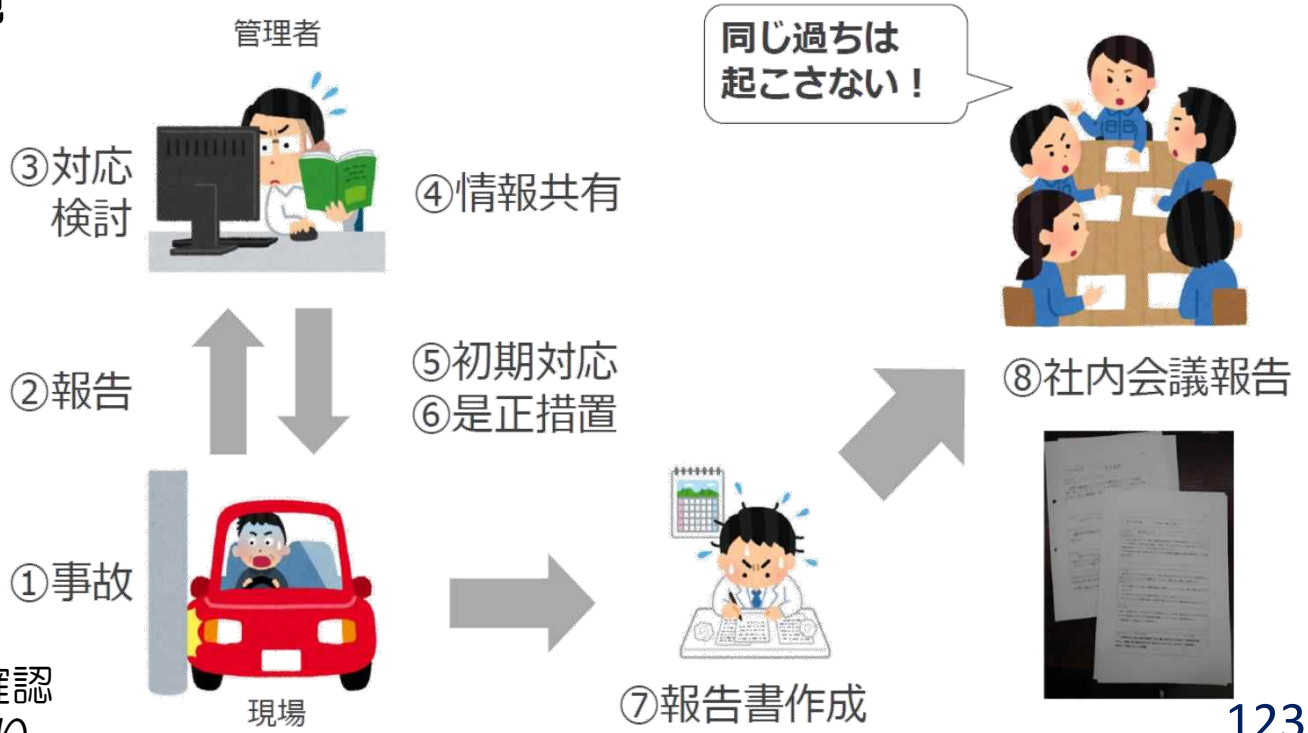

R3秋の農作業安全確認運動推進会議資料より

4 農作業安全への取り組み

テキストページ P.161～P.172

○農作業は他産業からみても相当危険
　➡ まず現場の危険性を知ってもらうことが重要
○事故は人のせいだけにしていては減らない
　➡ 機械、環境、作業方法の改善につながる発信を
○事故は地域によって傾向や問題が異なる
　➡ 地域で対策を担う人が積極的に取り組めるように

啓発・取組を進化させる！

安全支援＝経営支援！

「自分は何ができるか」！

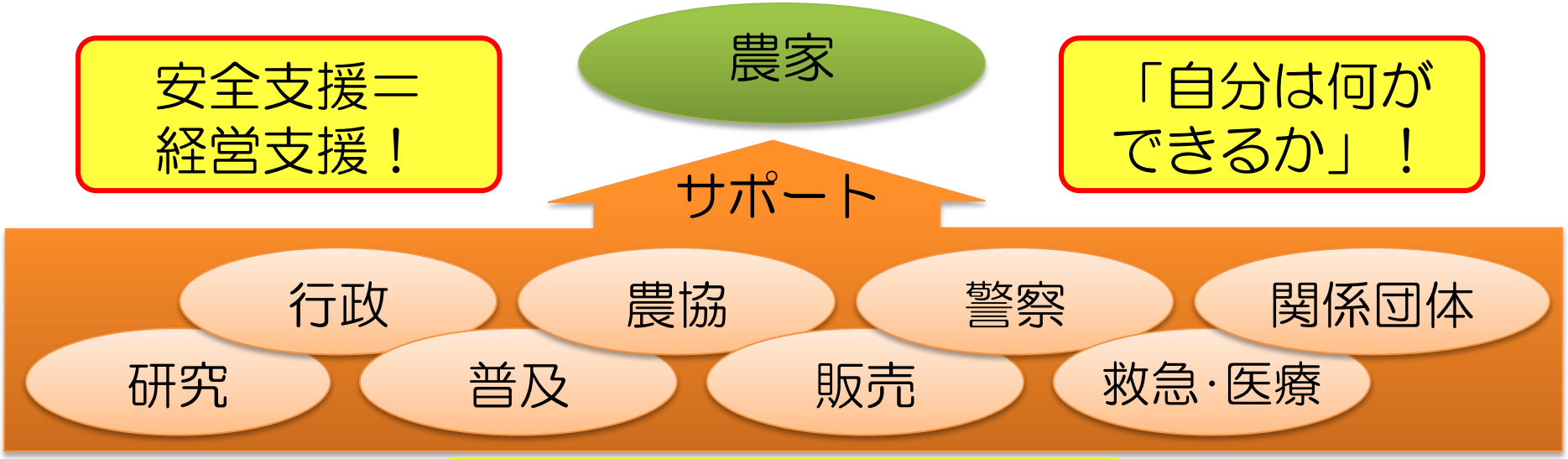

関係者全体で支える！